

ひとりひとりが輝くまち

第七期

いわき市生涯学習推進計画

令和5年度～令和9年度



令和5年3月

いわき市生涯学習推進本部
いわき市教育委員会

策定にあたって

生涯学習は、その字が表すとおり、生涯にわたっての学習、すなわち乳幼児から高齢者まで年齢を問わずに、いつでも、誰でも行うことができる幅広い学習です。自己の興味・関心がある分野を深めること、スポーツを楽しむこと、芸術や文化に触れることはもちろんのこと、福祉の向上、青少年の健全育成、快適な生活環境づくり、連帯感のあるコミュニティの形成、ボランティア活動なども生涯学習と捉えることができ、個人の領域からまちづくりまで多様な側面を持っています。

本市においては、平成3年3月に策定した「いわき市生涯学習基本構想」に基づき、これまで5年ごとに第一期から第六期までの生涯学習推進計画を策定し、生涯学習の推進に係る取組みを積極的に展開してきました。第六期計画においては、平成30年度から令和4年度を計画期間とし、未来を担う子ども達の育成や多様化する社会に対応した学習機会の充実などを重点項目に位置付け、各種施策に取り組んできたところです。

一方、この間、新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワーク、ワーケーション、オンラインによるコミュニケーションが急激に拡大・浸透するなど、新たな生活様式も生まれました。

さらに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化などが進行する中、人生100年時代への対応やSDGs・ESDへの取組み等が喫緊の課題として求められています。加えて、AIや5GをはじめとするICTの進展とSociety 5.0の実現に向けた取組みがもたらすデジタル社会の到来など、新たな時代に向けた転換期を迎えていると言えます。

これら大きく変容する社会において、誰一人取り残されず、生涯を通じて生きがいを感じながら豊かな人生を送ることができるようにするためには、“常に学び続ける”ことが必要であり、そのための環境づくりや学習機会の提供、成果を生かすことができる仕組みづくりなど、「生涯学習社会の実現」に向けた取組みの重要性は益々高まっています。

これらの状況を踏まえ、本計画を通じて、引き続き、あらゆる主体と連携しながら、新時代における生涯学習社会の実現に努めて参りますので、市民の皆様には、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、計画策定にあたり、御尽力いただきました計画策定部会の皆様をはじめ、いわき市生涯学習推進本部委員の皆様並びに関係者の皆様方に対し深く感謝申し上げます。

令和5年3月

いわき市生涯学習推進本部長 下山田 松人

目次

第1章 はじめに

第1節 生涯学習とは	
1 生涯学習の定義と理念	2
2 生涯学習の概念	2
第2節 生涯学習の必要性	
1 生涯学習が必要とされる背景	3
2 生涯学習社会の実現に向けた取組み	4

第2章 生涯学習推進計画の概要

第1節 策定の趣旨	6
第2節 策定の方針	
1 計画の位置付け	7
2 策定の方向性	8
3 計画の期間	8

第3章 策定の背景

第1節 社会情勢の変化	
1 人生100年時代の到来	10
2 少子高齢化及び人口減少	10
3 新型コロナウイルス感染症	11
4 Society 5.0の実現に向けた取組みの進展	11
5 災害の頻発化・激甚化	12
6 持続可能な開発目標（SDGs）への対応	12
第2節 国・県の動向	
1 国の動向	13
2 県の動向	14

第4章 本市の現状と課題

第1節 人口動態	
1 人口推計	16
2 人口ピラミッド	17
3 出生率	17
4 市立小学校児童数の動向	17
第2節 生涯学習関連施設	
1 生涯学習関連施設の設置状況	18
2 「いわき市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設等のあり方の検討	19

第3節 公民館等の状況	
1 公民館等の利用状況	20
2 社会教育関係団体（サークル等）の推移	21
3 市民アンケート	21
4 市立公民館の課題	23
第4節 生涯学習を取り巻く課題と取り組むべき事項	24

第5章 計画の策定

第1節 基本理念 ～輝くいわき、学びあい都市宣言～	26
第2節 基本目標と施策の柱	
1 基本目標の考え方	27
2 施策の柱の考え方	27
3 施策体系図	28
第3節 施策の展開	
基本目標1 学びの環境整備	
施策の柱Ⅰ 生涯学習推進体制の整備	29
施策の柱Ⅱ 生涯学習関連施設の整備と充実	32
基本目標2 学びの機会の提供	
施策の柱Ⅲ 生涯各時期に応じた学習機会の充実	38
施策の柱Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と協働	48
施策の柱Ⅴ 健康・スポーツ・文化の振興	54
施策の柱Ⅵ 地球環境問題への取組み	59
施策の柱Ⅶ 共生社会への取組み	63
施策の柱Ⅷ 社会情勢の変化に対する学習の推進	68
基本目標3 学びの成果を生かす仕組みづくり	
施策の柱Ⅸ 地域コミュニティ活動の促進	71
施策の柱Ⅹ ボランティア活動の促進	76
施策の柱Ⅺ 自らの知識や経験を生かせる学習活動の機会の提供	80

第6章 計画の推進

第1節 推進体制	84
第2節 計画の進行管理	
1 計画の管理	85
2 計画の評価	85

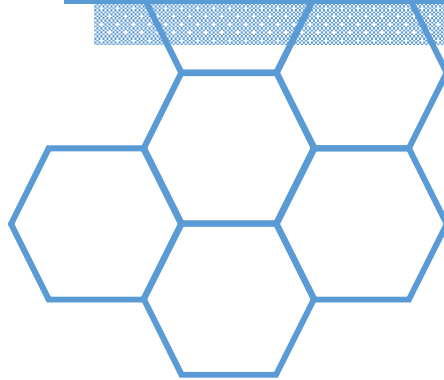
資料編

■いわき市生涯学習推進本部設置要綱	88
■策定体制	90
■策定経過	91
■市民意見募集（パブリックコメント）	92



第七期いわき市生涯学習推進計画

第1章 はじめに



第1章 はじめに

第1節 生涯学習とは

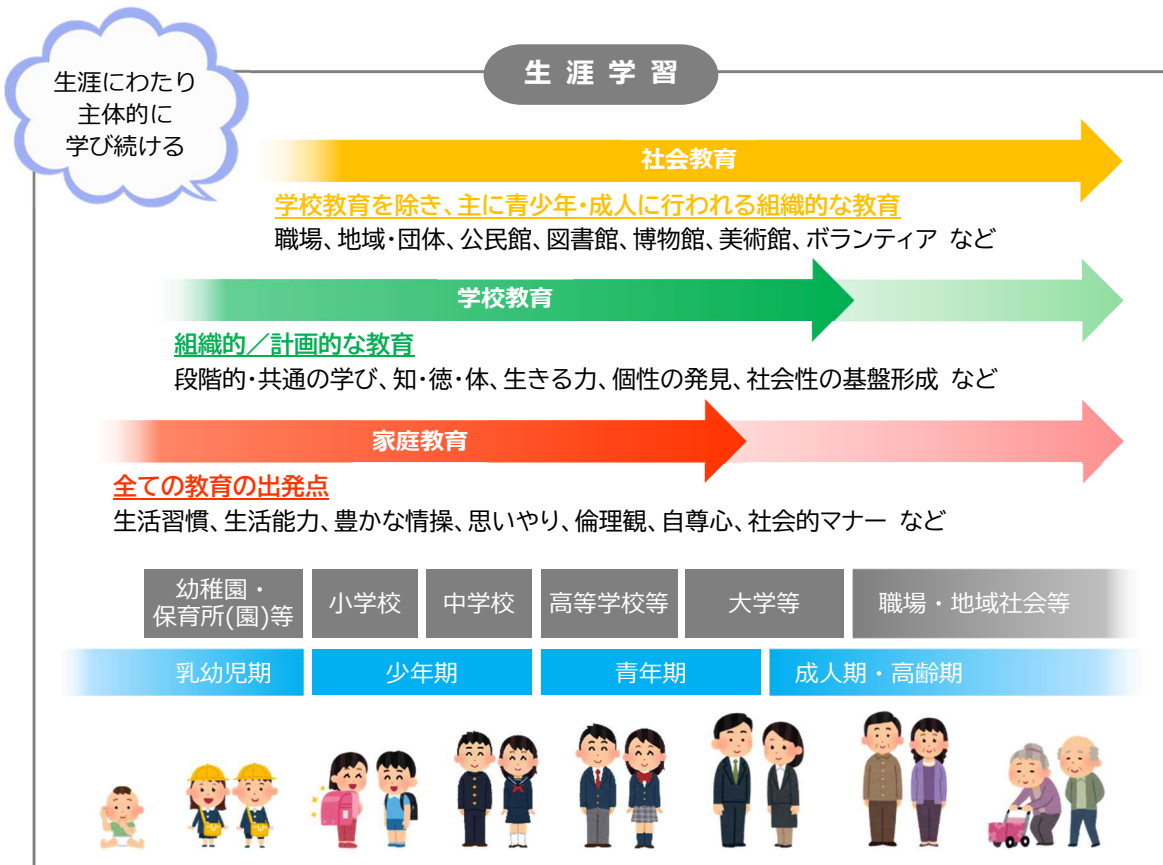
1 生涯学習の定義と理念

生涯学習の定義は、法律上の定めはありませんが、昭和56年の中央教育審議会の答申において、「人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習」とされています。

また、生涯学習の理念は、教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定められています。

2 生涯学習の概念

生涯学習は、家庭教育、学校教育、社会教育はもとより、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、仕事を通じた教育、趣味にいたるまで、人が生涯にわたって自主的・自発的に行うあらゆる学習活動を包含するものであり、さらには、学びを通じた福祉の向上や青少年の健全育成、産業の振興、快適な生活環境づくり、連帯感のあるコミュニティの形成など、個人の領域からまちづくりまで、多様な側面をもった概念であると言えます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第2節 生涯学習の必要性

1 生涯学習が必要とされる背景

平成18年版文部科学白書の「第2部 第1章 第1節 生涯学習の意義と推進体制の整備」において、現代社会における「生涯学習」が必要とされる背景は、次のように示されています。

社会、経済の変化に対応するための学習の必要性

社会・経済の変化に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られています。これらの学習需要に的確に対応し、生涯学習の基盤を整備することは、学習者自身の技能・経歴の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、社会・経済の発展に寄与することが期待されます。

高度情報化、国際化、科学技術の進展、産業構造の変化等に伴い、絶えず**新しい知識や技術の習得**が必要

社会の成熟化に伴う学習需要の増大への対応

自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大しています。これらの学習需要にこたえるための生涯学習の基盤を整備することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加・青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義です。

人の価値観は**物の豊かさ**から**心の豊かさ**へ
経済を優先した社会から生活を重視した社会へと移行

学歴社会の弊害の是正

生涯学習の基盤を整備し、学歴だけでなく様々な「学習の成果」が適切に評価される社会を築いていくことは、これまで進められてきている教育改革の課題の一つである学歴社会の弊害の是正にもつながります。

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、
その**成果が適切に評価**される**生涯学習社会**を目指す必要

2 生涯学習社会の実現に向けた取組み

人口減少や少子高齢化、グローバル化、技術革新の進展、環境・エネルギー問題など、社会をとりまく環境が大きく変化する中、生涯学習の重要性は一層高まっています。

このため、次のような観点から、生涯を通して学ぶことのできる環境の整備や、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、「生涯学習社会の実現に向けた取組み」が求められています。

(1) 情報化・グローバル化などへの対応

科学技術の進歩や発展は、高度情報化やグローバル化、さらには産業構造の変化をもたらし、社会生活環境を大きく変えてきました。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、ICTを活用した学び方や働き方、コミュニケーションのあり方への見直しが急速に進められています。そのため、新しい分野への対応をはじめ、さまざまな知識・技術の習得、情報を使いこなす能力、さらには国際感覚、国際理解などを深め、多様化する社会に対応することが必要です。

(2) 高齢社会の進行と増大する自由時間への対応

内閣府「令和4年版高齢社会白書（全体版）」によると、我が国の高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、令和3年10月1日の時点で28.9%（いわき市は31.3%）となっており、超高齢社会が続いています。平均寿命の伸長と出生率の低下により、今後も高齢化率の上昇が予測される中、意欲ある高齢者の能力発揮を可能とし、世代を超えて活力ある社会を築くためには、自由時間の有効な活用や豊かな経験と知識を社会に活かすための学びの場と仕組みづくりが必要です。

(3) 家庭、地域における教育力の回復

家族形態の変化や都市化の進行などにより、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。特に青少年には、直接的な体験の機会が少なく、社会性の乏しさや自己確立の遅れがみられるなど心身の弱さが指摘されています。そのため、家庭や地域における教育力の回復、体験機会の充実及び学校・家庭・地域の実践的な連携が必要です。

(4) 学校教育依存型社会からの脱皮

複雑多様化する社会において、学校教育に過度に依存した教育では、長い人生を人間らしく生きていくことが難しくなっており、学校を離れても絶えず学習を続ける必要があります。また、学歴の過重な評価を是正し、生涯にわたる学習による成果が適切に評価される社会の実現が求められています。

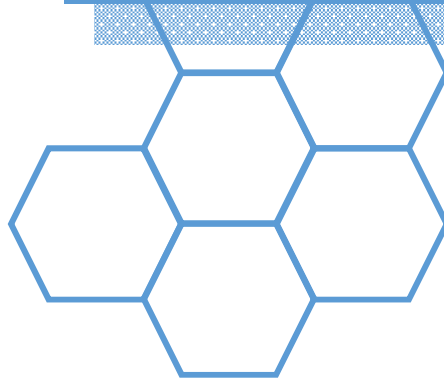
(5) 潤いのある生活の構築

自然環境の悪化や社会連帯意識の希薄化、さらには学歴社会における過剰な競争は社会全般に深刻な影響を及ぼしてきました。このような中、豊かな自然を求め、社会的つながりを大切にし、潤いのある生活を築こうという傾向が強くなってきていることから、人間性豊かな生活と住みよいまちづくりのための学習が必要です。



第七期いわき市生涯学習推進計画

第2章 生涯学習推進計画 の概要



第2章 生涯学習推進計画の概要

第1節 策定の趣旨

本市においては、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続けるための環境づくりに向け、平成2年6月に生涯学習推進本部を設置し、生涯学習推進体制の整備充実を図るとともに、本市における生涯学習推進の指針とすべく、平成3年3月に「いわき市生涯学習基本構想」を策定しました。

また、この基本構想に基づき、平成4年3月に「第一期いわき市生涯学習推進計画（平成4年度～平成8年度）」を策定し、以後、第六期計画に至るまで、時代の潮流や社会情勢の変化等を踏まえながら、5年ごとに生涯学習推進計画を策定してきたところです。

第六期計画は、平成30年度から令和4年度の5か年を計画期間としていましたが、この間、基本構想の上位計画である「新・いわき市総合計画（平成13年度～令和2年度）」の計画期間が終了し、新たに「いわき市まちづくりの基本方針」が策定されたほか、本市の教育等に係る施策の目標や方針を定める「いわき市教育大綱」が改定されるなど、新たな時代に向けた市全体の政策の方向性が示されています。

さらに、近年の少子高齢化やグローバル化の進展、学びのニーズの複雑化・多様化等に加え、コロナ禍を背景とする生活様式の変化により、情報通信技術を活用した学び方や働き方、コミュニケーションのあり方の見直しが急速に進展するなど、生涯学習を取り巻く環境も大きく変容しています。

これらの状況から、まちづくりの基本方針及び教育大綱の方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化等に対応した生涯学習施策を推進するため、生涯学習基本構想と生涯学習推進計画の統合を含めた計画体系の大幅な見直しを行い、新時代における「生涯学習社会の実現」に向けた本市の指針とすべく、新たに「第七期いわき市生涯学習推進計画」を策定するものです。

<これまでの経過>

■ いわき市生涯学習基本構想

- 平成3年3月 いわき市生涯学習基本構想策定
- 平成12年3月 いわき市生涯学習基本構想改訂

■ いわき市生涯学習推進計画

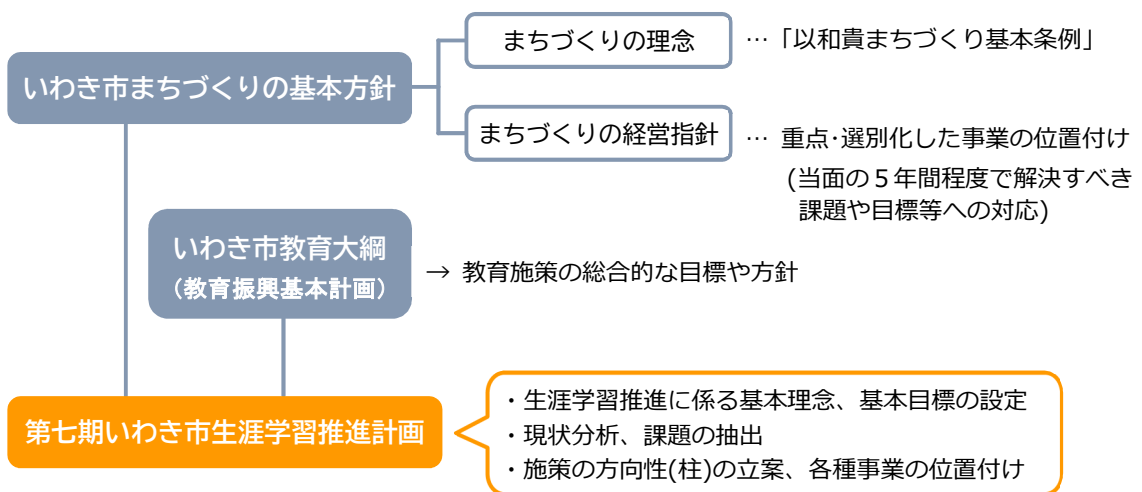
- 平成2年6月 「いわき市生涯学習推進本部」を設置
- 平成4年3月 「第一期いわき市生涯学習推進計画（平成4年度～平成8年度）」を策定
 - ➡ 以後第六期計画に至るまで、社会情勢等を踏まえながら5年ごとに生涯学習推進計画を策定
 - ➡ 毎年度、位置付け事業の新規・変更・廃止等を反映するための年度改訂を実施
 - ・ 平成4年度～平成8年度「第一期いわき市生涯学習推進計画」
 - ・ 平成9年度～平成13年度「第二期いわき市生涯学習推進計画」
 - ・ 平成14年度～平成18年度「第三期いわき市生涯学習推進計画」
 - ・ 平成19年度～平成23年度「第四期いわき市生涯学習推進計画」
 - ・ 平成25年度～平成29年度「第五期いわき市生涯学習推進計画」… 震災の影響により1年遅れで策定
 - ・ 平成30年度～令和4年度「第六期いわき市生涯学習推進計画」

第2節 策定の方針

1 計画の位置付け

本計画は、「いわき市まちづくりの基本方針」に基づく生涯学習分野に係る個別計画として位置付けます。

また、教育基本法に基づき策定された本市の教育振興基本計画である「いわき市教育大綱」を踏まえながら、生涯学習社会の実現に向けた基本的な考え方や具体的な取組み・施策等を明示し、本市の生涯学習推進に関する総合的な指針とするものです。



<p>まちづくりの理念</p> <p>めざすまちの姿</p> <p>誰もが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「いわき」</p> <p>まちづくりの姿勢</p> <table border="1"> <tr> <td>情報共有 知る・伝える</td> <td>市民参画 参加する・場所を作る</td> <td>連携 助け合う・支える</td> </tr> </table> <p>まちづくりのしくみ（役割）</p> <table border="1"> <tr> <td>市民</td> <td>まちづくりの主体であることを認識し、共創のまちづくりに努める</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>共創のまちづくりの施策を策定・実施、市民のまちづくりを支援</td> </tr> </table> <p>まちづくりの方向（取組み）</p> <p>ひとづくり 地域人材の育成</p> <p>まちづくり 地域価値の向上</p> <p>しごとづくり 地域産業の振興</p>	情報共有 知る・伝える	市民参画 参加する・場所を作る	連携 助け合う・支える	市民	まちづくりの主体であることを認識し、共創のまちづくりに努める	行政	共創のまちづくりの施策を策定・実施、市民のまちづくりを支援	<p>まちづくりの経営指針</p> <p>めざす目標</p> <p>危機を乗り越え、持続可能で安全・安心な「いわき」</p> <p>3つの政策の柱</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 次世代を育てる <small>教育、子育て、移住定住・流出抑制、DX・GX</small> ② 命・暮らしを守る <small>防災、医療、中山間/担い手福祉/健康/地域包括ケア</small> ③ まちの魅力を高める <small>産業、農林水産、まち/公共交通、観光・文化・スポーツ</small> <p>教育大綱</p> <p>基本理念</p> <p>地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる</p> <p>基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未来に夢を持ち、ふるさとを支え、日本を支え、世界に飛躍する人づくり 2 市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学び、生かすことができる仕組みづくり 3 文化やスポーツに親しみ、健康で、心豊かな人生を送ることができる環境づくり
情報共有 知る・伝える	市民参画 参加する・場所を作る	連携 助け合う・支える						
市民	まちづくりの主体であることを認識し、共創のまちづくりに努める							
行政	共創のまちづくりの施策を策定・実施、市民のまちづくりを支援							

2 策定の方向性

本計画は、教育大綱の基本理念である「地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる。」を将来像とし、教育大綱の基本目標2「市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学び、生かすことができる仕組みづくり」及び施策の柱Ⅱ「生涯を通した学習活動の推進」の方向性を踏まえ、各種施策を位置付けます。

▶ いわき市教育大綱：施策の柱Ⅱ「生涯を通した学習活動の推進」

方針	生涯学習は、市民一人ひとりが自己の「ちから」を磨き、豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に活かし、住みよいまちづくりにつなげていく「学び」の活動です。このため、市民と行政、地域の団体や企業等、地域を取り巻く様々な主体が一体となり、生涯を通して学ぶことができる生涯学習社会の形成を推進します。
----	---

施策の方向性	①「学び」を支える土壌づくり ②「学び」を育む機会の充実 ③「学び」を生かす人材の育成 ④「学び」を結ぶネットワークの構築
--------	--

3 計画の期間

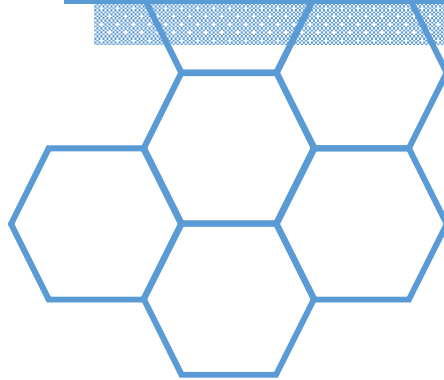
令和5年度～令和9年度（5か年）

計画等の名称	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
まちづくりの経営指針	→							
教育大綱	→							
生涯学習推進計画	→ 第六期推進計画		→ 第七期推進計画					→



第七期いわき市生涯学習推進計画

第3章 策定の背景



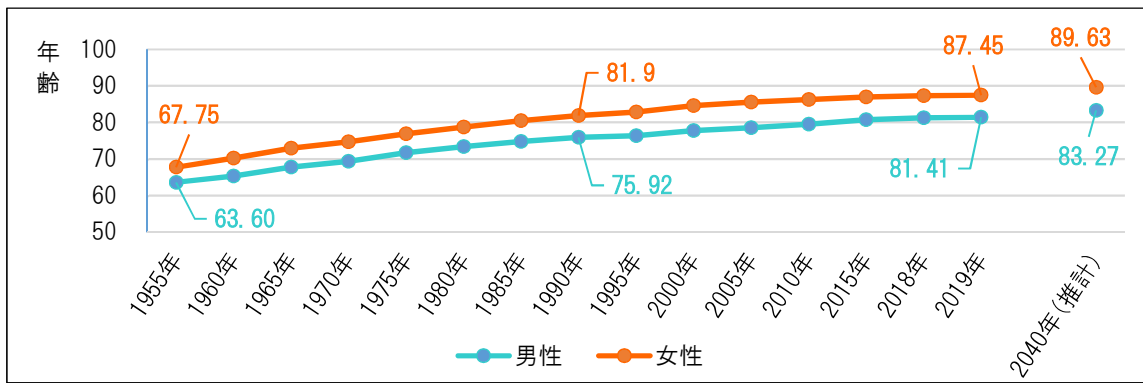
第3章 策定の背景

第1節 社会情勢の変化

1 人生100年時代の到来

我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待されています。人生100年時代には、老若男女を問わず、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会の形成が重要となることから、多様化する生き方に対応し、生涯にわたって学習できる、ライフステージに応じた学習機会や学習情報の提供が求められています。

【日本人の平均寿命の推移】

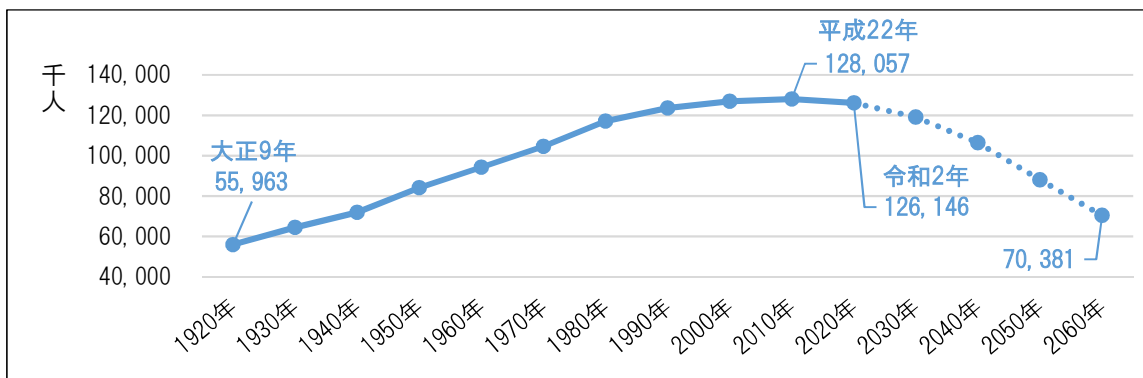


(出典：厚生労働省「令和2年版厚生労働白書－令和時代の社会保障と働き方を考える」)

2 少子高齢化及び人口減少

少子高齢化や人口減少の状況下では、地域の中で人々が安心して心豊かな生活を送ることのできる地域づくりが大きな課題となっており、地域において活躍するリーダーを育成する「人づくり」や、住民の地域活動・学習活動への参加を促進させることが必要です。そのため、地域内の市民講師等を発掘し、学習の場と活動の場を提供することにより、地域社会全体の学習活動を活性化し、その効果を域内で循環させることが重要になります。

【日本の人口の推移】



(出典：総務省統計局「日本の統計 2022」)

3 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、企業等におけるテレワーク、ワーケーションなどが急激に拡大・浸透したほか、学校等におけるリモート授業やオンラインによるコミュニケーションが日常化しました。

ウィズコロナ社会における「新しい生活様式」への対応が求められる中、ICTの活用による新たな学びの可能性が顕在化するなど、生涯学習を取り巻く環境も大きく変容しているため、新たな時代の学習のあり方を追求することが必要です。



4 Society 5.0の実現に向けた取組みの進展

Society 5.0（ソサエティゴーテンゼロ）とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）のことです。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

IoTやロボット、AI、ビッグデータ、これらを結ぶ5Gなどを活用するSociety 5.0の実現により、学び方は多様化し、地理的制約や時間的制約が少なくなり、多様な交流や人と人とのつながりを大きく広げることが期待されます。

一方で、特に高齢者、障がいのある方や生活困窮者のなかには、インターネットの環境がない又は操作方法が分からないという方も多く、誰もが新しい技術のメリットを享受していくために、その環境整備や技術的な支援が必要となります。



[内閣府作成]

(出典：内閣府ホームページ「Society 5.0」)

5 災害の頻発化・激甚化

近年、温暖化に伴う地球規模の環境問題が深刻化しています。強力な台風や集中豪雨、住宅も被害を受ける雹や竜巻など、地球温暖化の影響による気候変動に伴う災害は毎年のように発生し、人命や生活、社会経済へ甚大な被害をもたらしています。

本市においても、令和元（2019）年10月の「令和元年東日本台風」に伴う豪雨により甚大な被害が発生しました。これまで経験したことのないような災害が必然的に発生する時代へと変わってきていることから、命を守る防災教育の推進が重要になっています。

【夏井川の氾濫による浸水被害・救助の様子(平窪地区)】



(出典：いわき市台風第19号における災害対応検証委員会「台風第19号における災害対応検証について」)

6 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標であり、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

そのうち、目標4は「質の高い教育をみんなに」を掲げており、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ため、SDGsに対応した取組み・事業を推進していくことが必要です。

また、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動や資源の枯渇、貧困の拡大等の様々な現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の推進が必要とされています。



(出典：文部科学省ホームページ「持続可能な開発のための教育」)

第2節 国・県の動向

1 国の動向

(1) 教育基本法の改正

平成18年に約60年ぶりに教育基本法が改正され、新たに「生涯学習の理念」(第3条)が明記されるとともに、学校、家庭及び地域住民等の連携・協力等、学校教育のみならず生涯学習、社会教育関係の規定の充実が図られました。

(2) 教育振興基本計画

改正教育基本法の第17条において、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を策定することとされ、平成20年以降、3期にわたり教育振興基本計画が定められています。

(3) 次期教育振興基本計画

令和5年3月8日、中央教育審議会の第134回総会において「次期教育振興基本計画について(答申)」が取りまとめられました。

次期(第4期)計画のコンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上」が掲げられるとともに、今後の教育政策に関する基本的な方針が示されています。

※ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

次期教育振興基本計画について(答申)【概要】		令和5年3月8日 中央教育審議会
<p>我が国の教育をめぐる現状・課題・展望</p> <p>教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標(不易)の実現のための、社会や時代の変化への対応(流行)</p> <p>▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み</p> <p>【社会の現状や変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性) ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン(脱炭素) ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視(ウェルビーイング) ・18歳成年・子ども基本法 等 		
<p>第3期計画期間中の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(初等中等教育) 国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・(高等教育) 教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・(学校段階横断) 教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等 		<p>第3期計画期間中の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等
<p>次期計画のコンセプト</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要 ・Society 5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成 </div> <div style="width: 45%;"> <p>日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協働的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む ・日本発の調和と協調(Balance and Harmony)に基づくウェルビーイングを発信 <p><small>※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。</small></p> </div> </div>		
<p>今後の教育政策に関する基本的な方針</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じた高度人材育成 </div> <div style="width: 35%;"> <p>誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進 ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 <p>人生100年時代に複雑化する生涯にわたって学び続ける学習者</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化 ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる </div> </div>		
<p>教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>DXに至る3段階(電子化→最適化→新たな価値(DX))において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進</p> </div> </div> <p>デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組み合わせ</p>		
<p>計画の実効性確保のための基盤整備・対話</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等</p> </div> </div>		

(出典：文部科学省「中央教育審議会第134回総会資料」)

2 県の動向

福島県では、平成16年に「県民カレッジ」として、県内にある様々な機関と連携し、それぞれが実施する講座等を体系化して提供するとともに、学習成果をいかした社会参加活動を支援するなど、県全域を対象とした総合的な学習提供システムをスタートさせ、以来この県民カレッジを一つの核としながら県民の生涯学習推進に努めています。

(1) 福島県生涯学習基本構想「まなビジョンふくしま2020」（平成17年）

「全ての県民が生涯を通して自ら学び、考え、行動し、他の全ての主体とともに県全体として一つにつながり合う」という理念の下、県民の生涯を通じた学びの将来方向を描く、福島県生涯学習基本構想「まなビジョンふくしま2020」が策定されました。

(2) 福島県生涯学習基本計画「夢まなびと創造プラン」の策定（平成22年）

基本構想の理念を継承しつつ、時代の変化に対応するため、多様な学習要求に応える生涯学習の機会の充実、その成果を発表できる場や機会の設定、さらには、地域づくりにつながる生涯学習の推進に向けて、令和2年度までを計画期間とした福島県生涯学習基本計画「夢まなびと創造プラン」が策定されました。

(3) 福島県生涯学習基本計画「夢まなびと創造プラン」の見直し（平成25年）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波による災害、さらに原子力発電所の事故により、県民の生活は極めて深刻な影響を受け、県の社会経済情勢も平成21年度の計画当初の想定から大きく変わったことから、福島県総合計画の見直しに合わせ、学びの力による地域の復興を目指し、平成25年3月に計画の見直しが行われました。

(4) 新たな福島県生涯学習基本計画の策定（令和4年）

令和3年10月に、新たな「福島県総合計画（計画期間：令和4～12年度）」が策定されたことから、これまでの経過に加え、様々な社会情勢の変化も踏まえ、県における今後の生涯学習推進施策の方向等を示すことを目的として、令和4年3月に新たな生涯学習基本計画が策定されました。

福島県生涯学習基本計画の概要

基本目標

学び合い、支え合い、地域が輝く。
次世代へつなぐ 生涯学習社会ふくしま

基本目標の実現に向けて

学びを「ささえる」

学びを「いかす」

学びを「つなげる」

学びを「ひろげる」



施策1 人生100年時代を生きる学びの推進

施策2 地域づくりにつながる学びの推進

施策3 社会の変化等に対応した学びやすい環境づくりの推進

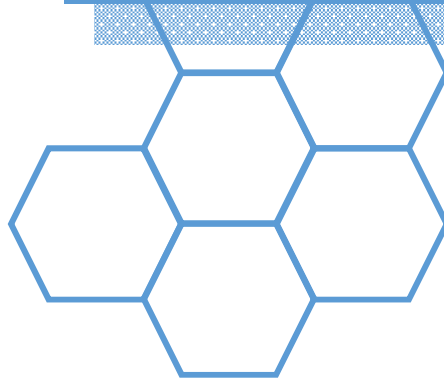
施策4 東日本大震災及び原子力災害の記憶と教訓の伝承

(出所：福島県「福島県生涯学習基本計画の概要」を参考に作成)



第七期いわき市生涯学習推進計画

第4章 本市の現状と課題



第4章 本市の現状と課題

第1節 人口動態

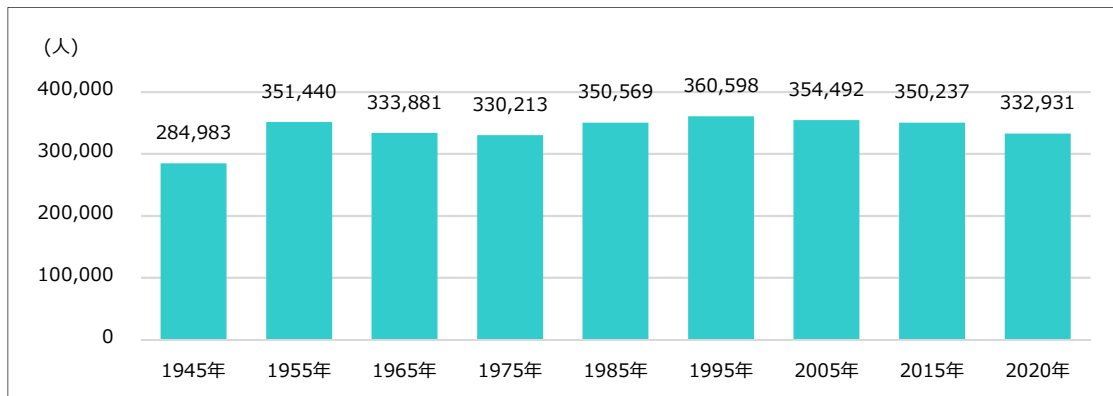
1 人口推計

いわき市の総人口は、1998年の361,934人（住民基本台帳ベース）をピークに人口が減少しています。

また、人口ビジョンの基準推計では、2030年の総人口は29万2千人、2060年の総人口は17万3千人となり、人口は一貫して減少傾向で推移すると見込まれます。

さらに、2015年は1人の後期高齢者を生産年齢人口4.1人で支えています。2060年には1人の後期高齢者を生産年齢人口1.4人で支えることになると推計されます。

【本市の総人口の推移】



(出典：総務省「国勢調査」)

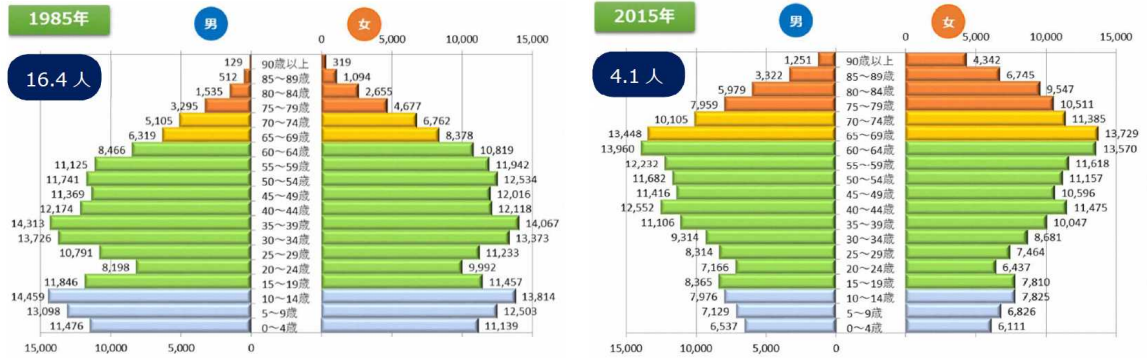
【本市の将来人口の推移（基準推計）】



(出典：いわき市「第2期いわき創生総合戦略 人口ビジョン」)

2 人口ピラミッド

1985年の人口のボリュームゾーンは、30歳代（団塊の世代）と10歳代（第二次ベビーブーム世代）でしたが、2015年には60歳代がボリュームゾーンとなり、人口ピラミッドは、「つりがね型」から「つぼ型」へと変化しています。



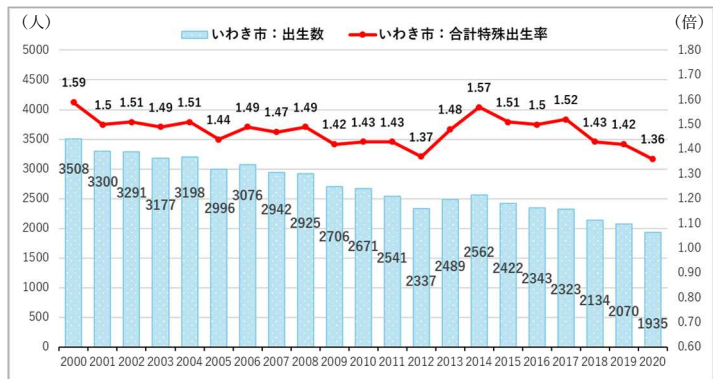
(内数字は1人の後期高齢者を支える生産年齢人口の数)

(出典: いわき市「第2期いわき創生総合戦略 人口ビジョン」・総務省「国勢調査」)

3 出生率

出生数及び合計特殊出生率は、東日本大震災の影響により2012年に大きく低下しています。その後、2014年まで上昇傾向となっていました。近年は再び減少傾向となっています。

【出生数と合計特殊出生率の推移】



(出典: いわき市「第2期いわき創生総合戦略 人口ビジョン」・厚生労働省「人口動態総覧」)

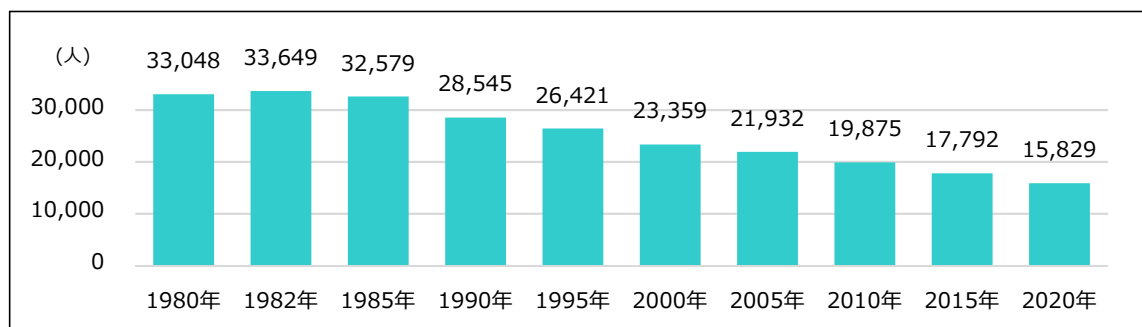
<合計特殊出生率>

人口統計上の指標であり、「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

4 市立小学校児童数の動向

2022年の児童数は、直近の40年間で最も児童数が多かった1982年の33,649人から半減し、15,604人にまで減少しています。

【市立小学校の児童数の推移】



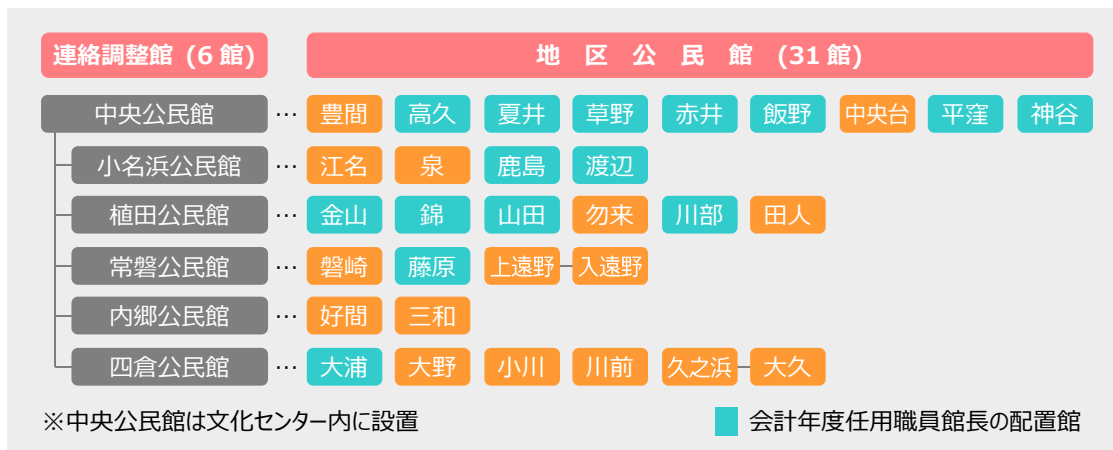
(出典: いわき市「令和4年度いわき市教育ガイドブック」)

第2節 生涯学習関連施設 (※)

1 生涯学習関連施設の設置状況

(1) 市立公民館

本市には、市内各地に37の市立公民館が設置されています。市内を大きく6地区に分け、中央公民館を筆頭とする6館を連絡調整館に位置付け、それぞれ所管地区の地区公民館を統括しています。なお、一部の地区公民館については、平成28年度より職員への嘱託化（令和2年度より会計年度任用職員に移行）を図っています。



(2) 生涯学習プラザ

市民の生涯学習活動や交流活動をより一層促進するため、高度情報化社会にも対応した設備を有する生涯学習施設として、いわき市生涯学習プラザを平成14年4月に開館しました。生涯学習プラザでは、①生涯学習に関する様々な情報の収集・発信、②市民の交流の場として憩いと潤いの場の提供、③高度で専門的な学習講座の提供、④学習サークルやボランティア等の活動の場の提供、⑤公民館、図書館等と連携した情報提供を行っています。



(写真：生涯学習プラザ)

(3) 市立図書館

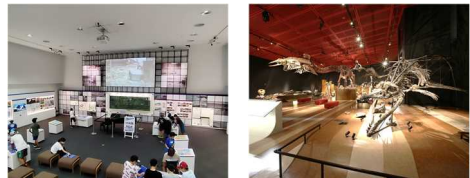
本市には、平地区にあるいわき総合図書館のほか、小名浜図書館、勿来図書館、常磐図書館、内郷図書館及び四倉図書館があります。市立図書館は、高度化、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習の拠点施設として、資料及び情報の収集・提供に努めるとともに、読書活動を推進し、関係機関と連携・協力を図りながら、より質の高い図書館サービスを提供し、「また来たくなる、みんなの役に立つ図書館づくり」に努めています。



(写真：いわき総合図書館)

(4) その他の社会教育・文化関係施設

音楽、演劇等の舞台芸術の会場として、芸術文化交流館アリオス、文化センター及び市民会館が設置されているほか、博物館等の施設として、美術館、震災伝承みらい館、石炭・化石館ほるる、考古資料館、アンモナイトセンター、草野心平記念文学館、暮らしの伝承郷、勿来関文学歴史館、海竜の里センターが設置されています。その他、県の施設として、ふくしま海洋科学館（アクアマリンふくしま）と、いわき海浜自然の家があります。



(写真上段：芸術文化交流館アリオス、写真下段左：震災伝承みらい館、写真下段右：石炭・化石館ほるる)

(5) スポーツ施設

本市では、生涯スポーツから競技スポーツにいたる様々なスポーツ活動の場として、地区体育館や市民運動場、上荒川公園、21世紀の森公園、南の森スポーツパーク、新舞子多目的運動場・フットボール場などのスポーツ施設を整備してきました。また、地域住民の身近なスポーツ活動の場として、小中学校のグラウンドや体育館などの学校体育施設を開放しています。



(写真左：21世紀の森公園いわきグリーンベース、写真右：新舞子フットボール場)

2 「いわき市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設等のあり方の検討

本市の公共施設は、今後、人口減少や少子高齢化の進行などに伴い財政規模が縮小することが想定される中、老朽化、大量更新時期の到来などにより、維持管理・更新経費が増大することが見込まれることから、多分野にわたる公共施設等を総合的に捉え、財政負担の軽減・平準化を図りながら、市民サービスのあり方が最適となるよう、公共施設等の質・量の適正化を図っていくため、平成29年2月に「いわき市公共施設等総合管理計画」（計画期間：平成29年度～令和12年度）を策定しました。

令和4年3月の改定計画においては、新たに短期・中期・長期の目標が設定され、公共施設等のあり方について、全庁的な検討が進められています。

<p><いわき市公共施設等総合管理計画> 平成29年3月策定、令和4年3月改定</p> <p>▶計画期間 2017(H29)年度～2030(R12)年度</p> <p>▶対象施設 建築物1,316施設・インフラ施設</p> <p>▶改定のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設等の維持管理・新築・改築のルールを設定 新たな目標の設定 旧：令和12年度までに概ね10%の延床面積縮減 新：短期・中期・長期の目標と時期を設定 	<p>短期目標 ～2025年度実現</p> <p>民間代替性の高い施設を中心に維持管理・更新コストを6億円縮減</p>
	<p>中期目標 ～2030年度実現</p> <p>方向性を「あり方見直し」とした施設を縮減</p>
	<p>長期目標 ～2030年度整理</p> <p>統一的なルールを踏まえた公共施設等全体の質・量のさらなる最適化</p>

第3節 公民館等の状況

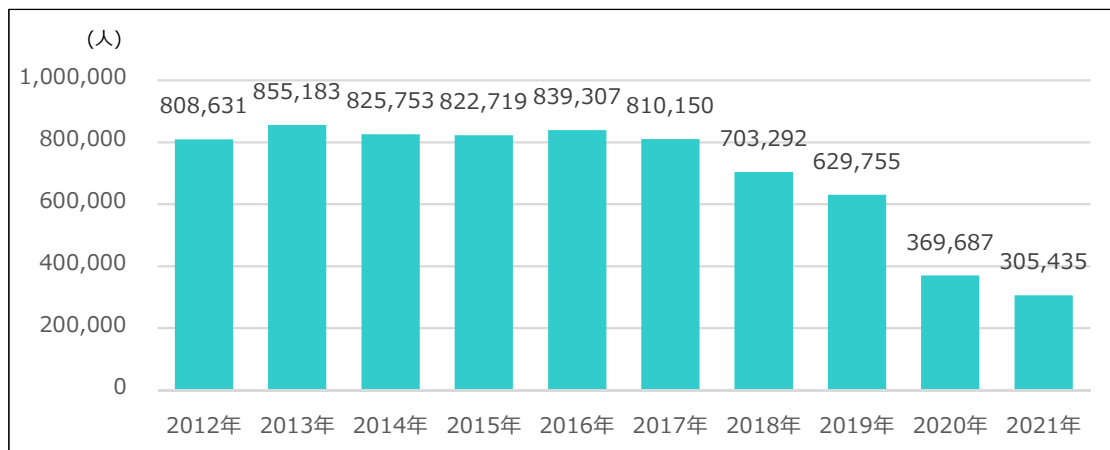
1 公民館等の利用状況

(1) 市立公民館の利用人数

市立公民館（文化センター含む）の主な利用者は、市民講座等の公民館事業の参加者と学習活動を行う社会教育関係団体（サークル）の会員となっています。

年間利用人数は、近年、80万人前後で推移していましたが、2019年以降は、施設の耐震化工事や令和元年東日本台風による被害、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による休館等により、大幅に減少している状況にあります。

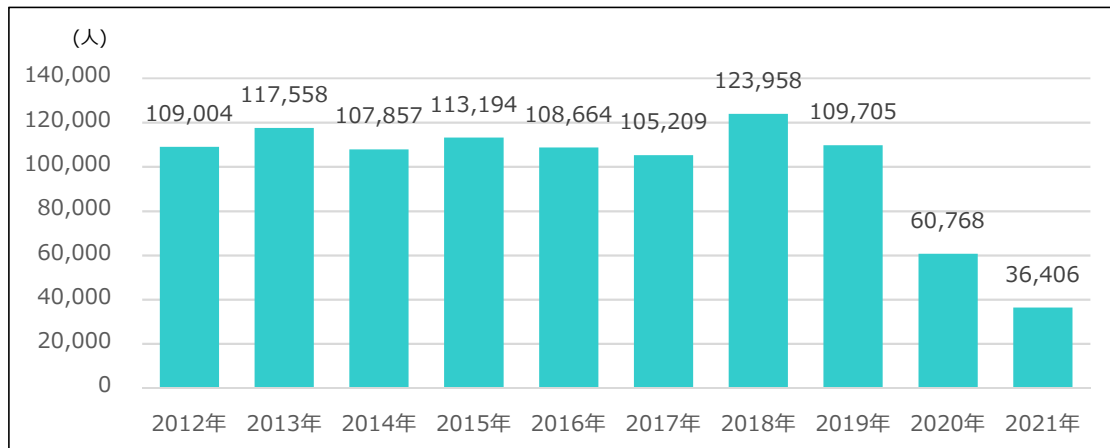
【公民館（文化センター含む）の利用人数】



(2) 生涯学習プラザの利用人数

生涯学習プラザの年間利用人数は、2012年から2019年までの8年間は11万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による休館等により、2020年は6万人、2021年は3万6千人まで減少しています。

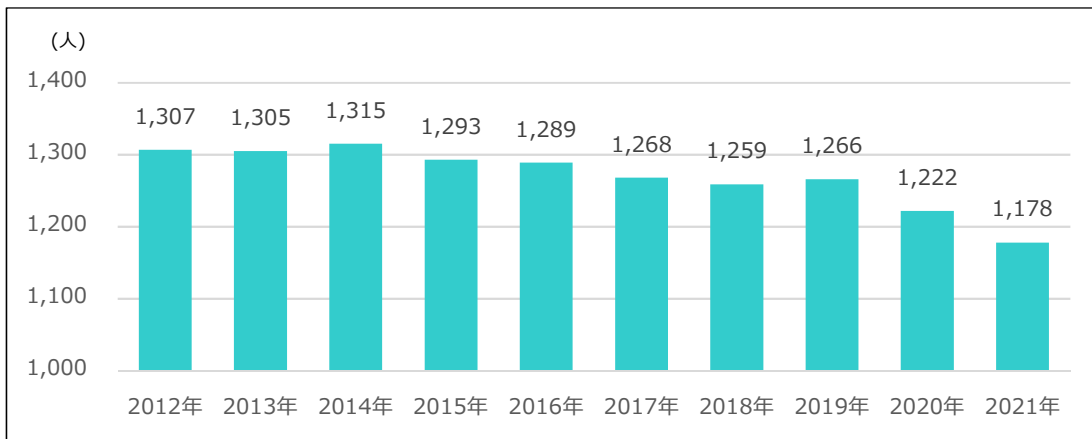
【生涯学習プラザの利用人数】



2 社会教育関係団体（サークル等）の推移

公民館等を利用する社会教育団体（サークル等）の登録団体数は、2012年から2016年までの5年間は1,300団体前後で推移していましたが、近年は緩やかな減少傾向にあり、特に2021年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、1,178団体まで減少しています。

【社会教育関係団体（サークル等）の登録団体数】

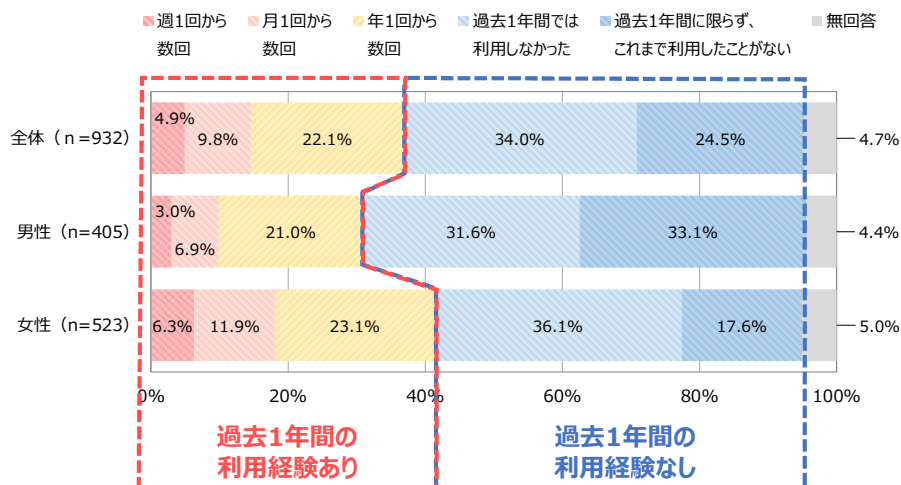


3 市民アンケート

(1) 市立公民館の過去1年間の利用状況

令和2年度に、市立公民館の事業や施設のあり方に関する市民の意見を把握することを目的として実施した市民アンケートでは、過去1年間の利用について、「週1回から数回」が4.9%、「月1回から数回」が9.8%、「年1回から数回」が22.1%、「過去1年間では利用しなかった」が34.0%、「過去1年間に限らず、これまで利用したことがない」が24.5%となっています。過去1年間の利用経験が「ある」は36.8%、「ない」は58.5%となり、「ない」が21.7ポイント高くなっています。

【市民アンケート：市立公民館の過去1年間の利用状況】



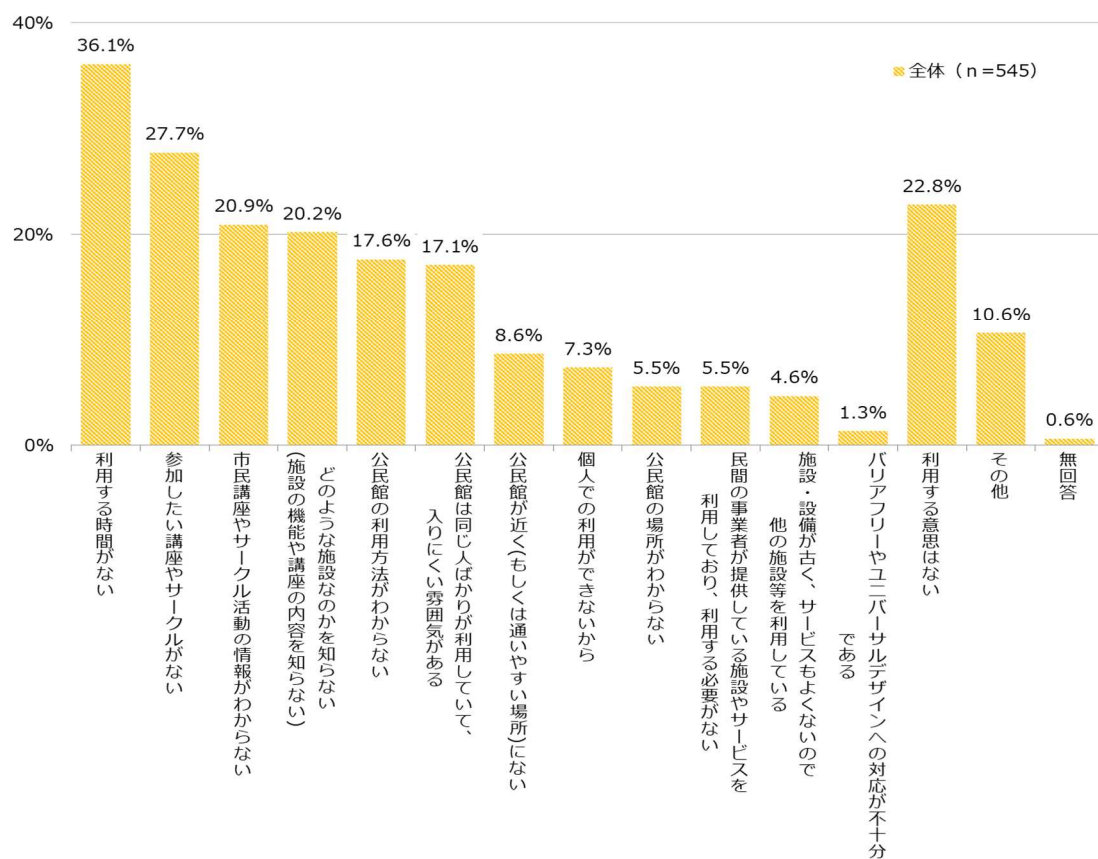
(2) 市立公民館を利用しなかった（したことがない）理由

市立公民館を利用しなかった（したことがない）理由については、「利用する時間がない」が36.1%、「参加したい講座やサークルがない」が27.7%と多くなっています。

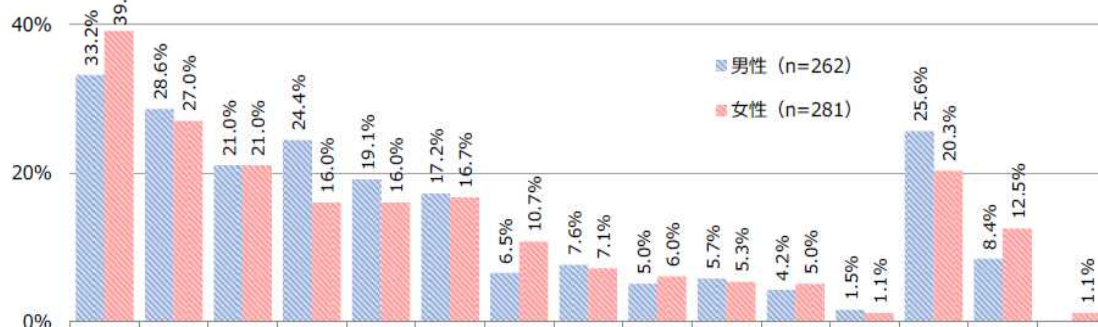
また、「市民講座やサークル活動の情報がわからない」が20.9%、「どのような施設なのかを知らない（施設の機能や講座の内容を知らない）」が20.2%、「公民館の利用方法がわからない」が17.6%となっており、市立公民館の活動内容や機能・サービス、利用方法などが「わからない」ことを理由とする回答も多くみられました。

さらに、「利用する意思はない」は22.8%となっており、男性の方が「利用する意思はない」とした割合が高くなっています。

【市民アンケート：市立公民館を利用しなかった（したことがない）理由】…3つまで複数回答



【男女比】



4 市立公民館の課題

(1) 公民館事業の偏り及び利用者層の固定化

近年の公民館事業としての市民講座は、主たる利用者である高齢者や女性のニーズを踏まえ、趣味や教養に関する講座を中心に構成されている状況にあります。

また、これらの市民講座は、平日昼間の開催が中心となっているため、学生や勤労世代が参加することは難しく、必然的に学生等の公民館の利用状況は低い傾向となっています。

さらに、利用者数が伸び悩む一因として、少子高齢化を伴う人口減少の影響から、社会教育関係団体等の会員の高齢化や会員数の減少も進んでおり、その活動が停滞し始めていることも考えられます。

加えて、令和2年8月に行った市民アンケートによれば、全ての世代で学習ニーズが高いことが認められるものの、学生や勤労世代では、公民館を利用する時間がないことや、ニーズに合った講座等が無いこと、更には、公民館の活動内容を知らないことなどから、公民館を利用しない傾向が認められるところです。

このようなことから、新たな利用者の獲得に向けて、勤労世代を中心に、若年層を対象とした講座等の事業展開を進めるとともに、サークルの育成及び情報発信の強化を図る必要があります。

(2) 施設・設備の老朽化

公民館の施設は、建築年度が古い施設が多く、一部施設においては、洋式トイレや空調設備など、最近の各家庭や民間施設では当たり前となっている機能が十分に設置されていないほか、男女共用トイレであることや、バリアフリーが未対応となっています。

幅広い世代に渡るライフスタイルの推移や、公共施設に求められる多様な利用者への対応、安全・衛生面での配慮などの視点から、公共施設等のあり方についての全庁的な検討結果を踏まえながら、施設ごとの状況に応じ、施設・設備の改修などを検討する必要があります。

(3) 公民館に求められる機能の多様化

公民館は、地域における生涯学習の拠点として、常に学びを必要とする市民の視点に立ちながら、学習ニーズの掘り起しによる講座内容の見直しや、情報通信機器の活用も含めた講座手法の検討などにより、地域の住民に生涯にわたる質の高い学びの機会を提供するよう努める必要があります。

加えて、地域に最も身近な行政機関として、地域の活性化や住民福祉の向上に向け、積極的な役割を果たしていく必要があります。

第4節 生涯学習を取り巻く課題と取り組むべき事項

社会情勢の変化や本市の人口動態、公民館等の状況などから、本市の生涯学習を取り巻く課題を抽出し、次の3つ観点により、取り組むべき事項を整理します。

観点1 学びの環境

観点2 学びの機会

観点3 学びの成果

社会情勢の変化

■ 人生100年時代の到来

人生100年時代の到来により、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会の形成が求められている。

■ 少子高齢化及び人口減少

少子高齢化及び人口減少の状況下における地域づくりのため、地域において活躍するリーダーを育成する「人づくり」や、住民の地域活動・学習活動への参加を促進させることが求められている。

■ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により今後、ウィズコロナ社会における「新しい生活様式」への対応が求められている。

■ Society 5.0の実現に向けた取組みの進展

IoTやロボット、AI、ビッグデータ、これらを結ぶ5Gなどを活用するSociety 5.0の実現に向けた取組みの進展により、学び方が多様化し、地理的制約や時間的制約が少なくなることが期待されることから、新しい技術を活用した学びの提供体制を構築することが求められている。

■ 災害の頻発化・激甚化

地球温暖化の影響による気候変動に伴う災害が頻発化・激甚化していることから、災害への対応が求められている。

■ 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標（SDGs）の目標4である「質の高い教育をみんなに」を達成するための取組み・事業、並びに持続可能な開発のための教育（ESD）を推進していくことが求められている。

必要な視点

- まちづくりの基本方針・教育大綱の方向性
- 持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた取組みの推進

本市の生涯学習の課題

- 公民館利用者数の減少
- 若年層や勤労世代の公民館の利用状況の低迷
- 社会教育関係団体等の会員の高齢化及び会員数の減少並びに活動の停滞
- 少子高齢化及び人口減少に伴う地域の衰退
- 新型コロナウイルス感染症や災害の影響による生涯学習活動の制限
- 生涯学習関連施設・設備の老朽化
- 生涯学習に関する情報発信の不足
- 幅広い世代の市民の学習ニーズへの対応

取り組むべき事項

<学びの環境の観点>

- 市民の生涯学習活動を支援するための生涯学習推進体制の整備
- 市民が生涯学習活動に参加し易い環境づくり
- 生涯学習に関する情報収集の充実と発信力強化
- ICTの活用による「いつでも、どこでも、だれでも、何度でも」学ぶことができる環境の構築
- 生涯学習関連施設の適切な維持管理と機能の充実（将来を見据えたあり方の検討を含む）

<学びの機会の観点>

- ニーズの把握と各世代のライフステージに応じた多様な講座等の構築
- 若年層や勤労世代が参加し易い講座等の構築
- 学校・家庭・地域の連携推進
- 地域の人材・団体や企業等との連携強化

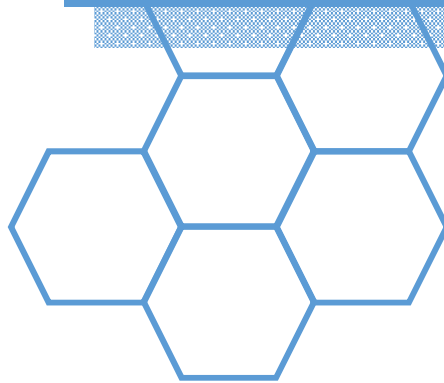
<学びの成果の観点>

- 市民講師の発掘・養成、学習・活動の場の提供
- まちづくりへの参画やボランティアの活動の促進を図るための、活動の場の創出及び活動支援
- 地域活性化のための学びを通じた世代間交流の促進
- 学びの成果の循環による地域内の「学びの地産地消」の促進



第七期いわき市生涯学習推進計画

第5章 計画の策定



第5章 計画の策定

第1節 基本理念

本計画は、平成8年10月1日に制定した「輝くいわき、学びあい都市宣言」を基本理念とします。

輝くいわき、学びあい都市宣言

わたしたちいわき市民は、ふるさとの豊かな自然を愛し、生きがいのある人生をおくるために、生涯にわたって学び続け、自らを高めながら、豊かさと心がかようまちづくりをめざします。

市制施行30周年にあたり、ここにいわき市を「輝くいわき、学びあい都市」とすることを宣言します。

わたしたちは
21世紀のいわきが
自然にめぐまれたふるさとであるように
心のかよう豊かなまちであるように
生涯にわたり
自ら学びあい 高めあい
ひとりひとりが輝くまち「いわき」をめざします

平成8年10月1日制定 いわき市

- 生涯学習の目指すところは、人間として真の豊かな人生を求めて、また人々の協働の力で自分の暮らしや、地域全体をよくするための学習として捉えることができます。
- そのためには、個人の人格の形成や人間としての完成を中心に捉え、それを達成する手段として文化の振興や地域社会における人間関係の形成、地域経済の活性化など、調和の取れた社会の発展が計画・実施されなければならないと考えます。
- 本市は、この考え方にに基づき、本市の生涯学習推進の基本理念として、「輝くいわき、学びあい都市宣言」を制定したものであり、本計画においても、同都市宣言を基本理念として位置付けるものです。

第2節 基本目標と施策の柱

本計画では、「いわき市生涯学習基本構想」の理念を引き継ぎつつ、「いわき市まちづくりの基本方針」及び「いわき市教育大綱」の方向性を踏まえ、前述の社会情勢の変化への対応や本市における現状・課題への対応を具体的に明記する必要があります。

また、生涯学習推進の核となるべきは、なにより「公民館」であることから、公民館を中心とした施策展開を図るべく、公民館の役割である「つどう」「まなぶ」「むすぶ」に即した基本目標を設定するとともに、基本目標の達成に向けた施策の柱を設定します。

1 基本目標の考え方

- 「つどう」 → 学びの環境整備
- 「まなぶ」 → 学びの機会の提供
- 「むすぶ」 → 学びの成果を生かす仕組みづくり

2 施策の柱の考え方

(1) 学びの環境整備

学びの場はもとより、誰もが学びやすい環境の充実を図るべく、生涯学習推進体制の整備と、生涯学習関連施設の維持・管理や整備の方向性に係る取組みを設定します。

- 生涯学習推進体制の整備
- 生涯学習関連施設の整備と充実

(2) 学びの機会の提供

生涯学習を通じた「人づくり」の推進に向け、現代的課題を追究するとともに、時代の流れ（人生100年時代、多様化、ICTの活用等）に合わせた学習機会のあり方を検討し、様々な年代の市民の学習活動を総合的に支援するための取組みを設定します。

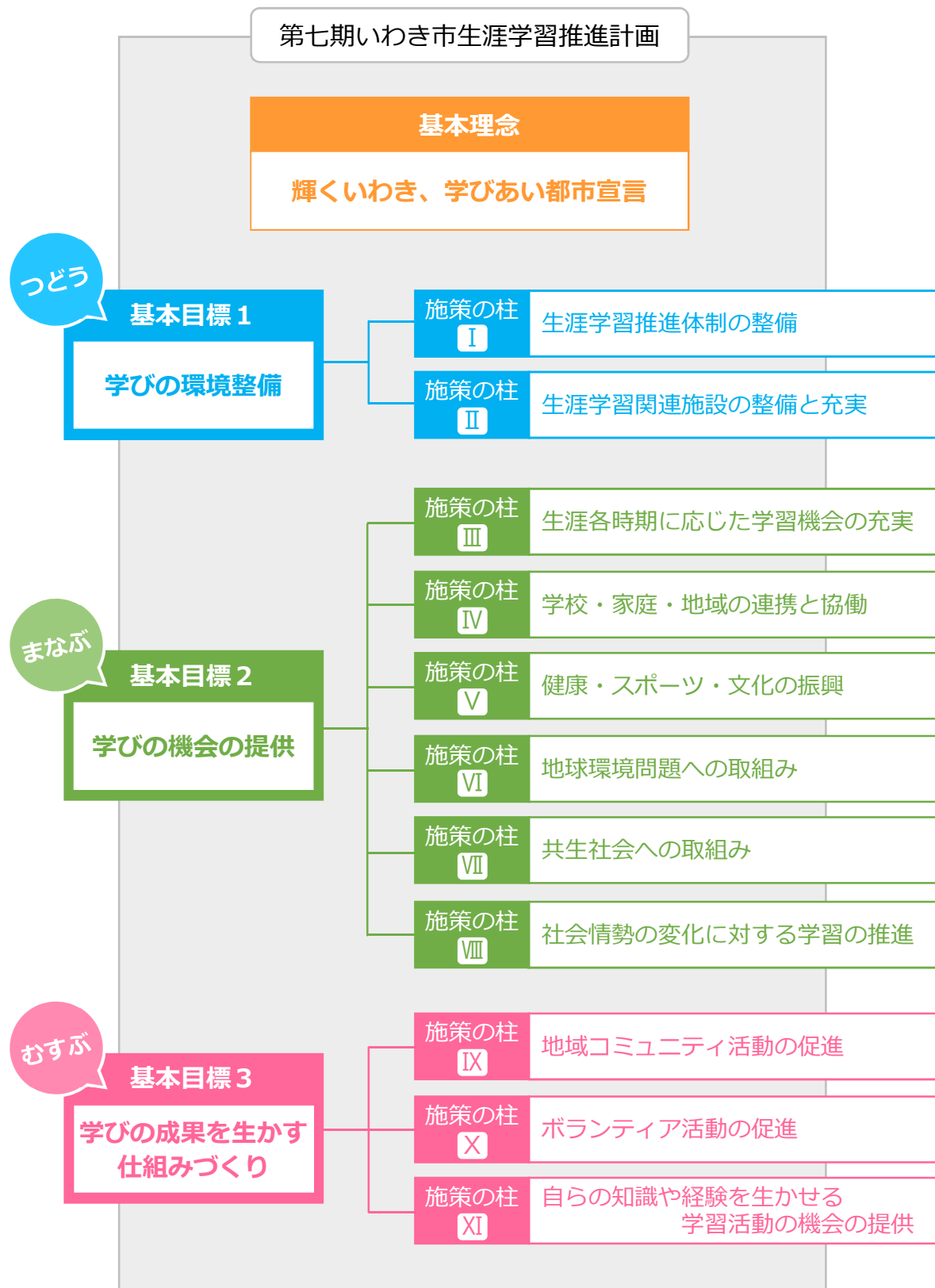
- 生涯各時期に応じた学習機会の充実
- 学校・家庭・地域の連携と協働
- 健康・スポーツ・文化の振興
- 地球環境問題への取組み
- 共生社会への取組み
- 社会情勢の変化に対する学習の推進

(3) 学びを生かす仕組みづくり

生涯学習を通じた「まちづくり」の推進に向け、学びの成果を地域に還元するとともに、コミュニティ形成やボランティア活動の推進に資するネットワークづくりに向けた取組みを設定します。

- 地域コミュニティ活動の促進
- ボランティア活動の促進
- 自らの知識や経験を生かせる学習活動の機会の提供

3 施策体系図



第3節 施策の展開

基本目標1 学びの環境整備

施策の柱 I 生涯学習推進体制の整備



人生100年時代の到来や、グローバル化、技術革新の進展、価値観の多様化等に伴い、市民の学びの目的、学び方は大きく変化しています。

市民の多種多様な学習ニーズに対応し、生涯学習社会の主体となる市民が、自らの学びをより深められるよう、生涯学習推進本部が中心となり、関係機関・団体等との連携を図りながら、市民の学習ニーズに関する調査を行うとともに、生涯学習推進体制の整備を図ります。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
I	①	生涯学習推進本部	生涯学習課
I	②	社会教育指導員の配置	生涯学習課
I	③	公民館運営審議会	生涯学習課
I	④	社会教育委員の会議	生涯学習課
I	⑤	事業実施などにおける各種アンケート調査・分析	生涯学習課

主な取組み

施策の柱 I | 生涯学習推進体制の整備

No・事業名	I - ① 生涯学習推進本部		
担当課	生涯学習課	対象	—
事業の趣旨・目的	生涯学習施策の進捗状況を調査し、市全体で生涯学習の推進を図ることを目的とする。		
事業の内容	(1) 生涯学習推進計画の策定 (2) 進捗状況の調査		

No・事業名	I - ② 社会教育指導員の配置		
担当課	生涯学習課	対象	—
事業の趣旨・目的	本市の社会教育の振興を図るため、中央台、小名浜、植田、常磐、内郷、四倉の6つの公民館に、公民館事業に関する指導や学習相談及び各学校や企業・地域との連携調整等を行う「社会教育指導員」を配置する。		
事業の内容	(1) 社会教育に関する学級、講座等の指導及び学習相談に関すること。 (2) 社会教育に関する団体の育成等に関すること。 (3) その他、社会教育の振興に必要な事項。		

No・事業名	I - ③ 公民館運営審議会		
担当課	生涯学習課	対象	—
事業の趣旨・目的	地域課題の解決に向け、公民館と地域の連携を強化し、公民館事業をより良く更新するため、館長の諮問に応じて、公民館事業の企画実施について調査審議を行う。		
事業の内容	公民館運営審議会の地区会議（6連絡調整館単位）及び全体会議（各地区会議の代表）を設置し、公民館事業の企画実施について調査審議を行う。 【主な審議内容】 公民館努力目標、事業計画（市民講座、成人式、地域学校協働活動等）、事業成果・課題等。		

主な取組み

施策の柱 I | 生涯学習推進体制の整備

No・事業名	I - ④ 社会教育委員の会議		
担当課	生涯学習課	対象	—
事業の趣旨・目的	社会教育法及びいわき市社会教育委員条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。 地域・行政・学校の仲介役、コーディネーター的役割を果たし、行政や関係者に働きかけることを目的とする。		
事業の内容	委員 15 名で構成される会議を年 4 回開催する。 (1) 社会教育・生涯学習施策に関する意見具申、答申 (2) 社会教育関係団体への補助金交付に対する意見 等		

No・事業名	I - ⑤ 事業実施などにおける各種アンケート調査・分析		
担当課	生涯学習課	対象	—
事業の趣旨・目的	学習ニーズの把握のため、市役所出前講座、市民大学、公民館事業等においてアンケート調査を実施し、事業の充実を図る。		
事業の内容	市民大学及び各種主催講座の受講生などへアンケート調査を実施し、分析を行う。		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標 1 学びの環境整備



施策の柱Ⅱ 生涯学習関連施設の整備と充実

市内には37の市立公民館、6図書館及び生涯学習プラザ等の社会教育施設のほか、芸術文化交流館や美術館をはじめとする各種文化施設、スポーツ施設があります。市民がいつでも快適に学べる場を確保するため、生涯学習関連施設の適切な維持管理と機能の充実に努めます。

また、様々な情報を皆が共有し、時間や場所にとらわれず、いつでもどこでも学ぶことができるよう、ICTを活用し、使いたい時に場所を選ばず誰もが利用できるユビキタスな学びの提供体制の構築に努めます。

さらに、市民講座、市民講師、社会教育関係団体、生涯学習関連施設等の生涯学習に関する情報を収集し、それらの情報を多くの市民に分かりやすく発信することに努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
Ⅱ	①	公民館の整備充実	生涯学習課
Ⅱ	②	生涯学習プラザの整備充実	生涯学習課
Ⅱ	③	公民館及び生涯学習プラザにおける窓口相談	生涯学習課
Ⅱ	④	生涯学習情報デジタル発信事業	生涯学習課
Ⅱ	⑤	市立図書館の利用促進	いわき総合図書館
Ⅱ	⑥	図書館レファレンスサービス	いわき総合図書館
Ⅱ	⑦	公民館を活用した図書館サービス	いわき総合図書館
Ⅱ	⑧	図書館事業等の情報提供	いわき総合図書館
Ⅱ	⑨	電子図書館システム事業	いわき総合図書館
Ⅱ	⑩	学習観光施設の整備充実	観光振興課
Ⅱ	⑪	文化施設の整備充実	文化交流課・文化財課・美術館
Ⅱ	⑫	アリオスペーパー / キッズ★アリペの発行	いわき芸術文化交流館
Ⅱ	⑬	体育施設の整備充実	スポーツ振興課
Ⅱ	⑭	いわき震災伝承みらい館運営事業	いわき震災伝承みらい館
Ⅱ	⑮	赤ちゃんの駅の認定	こども支援課

主な取組み

施策の柱Ⅱ | 生涯学習関連施設の整備と充実

No・事業名	Ⅱ－① 公民館の整備充実		
担当課	生涯学習課	対象	—
事業の趣旨・目的	公民館（文化センター含む）の施設改修・整備充実や、職員の資質向上を図ることにより、利用者へのサービス向上を図る。		
事業の内容	既存施設の改修、整備充実に努めるとともに、公民館職員の資質向上を図るため研修会を実施する。		

No・事業名	Ⅱ－② 生涯学習プラザの整備充実		
担当課	生涯学習課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の生涯学習活動の支援と推進を図るため、各種講座の開催や交流の場を提供する。		
事業の内容	より全市的に生涯学習の推進が図られるよう、プラザの機能の充実・拡大を図る。		

No・事業名	Ⅱ－③ 公民館及び生涯学習プラザにおける窓口相談		
担当課	生涯学習課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の生涯学習活動や、他の公民館、図書館などの生涯学習施設を一層充実するための支援を行う。		
事業の内容	公民館での市民講座や、生涯学習プラザにおける講座及びそれら施設に登録されている社会教育団体等に関する情報提供。		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

主な取組み

施策の柱Ⅱ | 生涯学習関連施設の整備と充実

No・事業名	Ⅱ－④ 生涯学習情報デジタル発信事業		
担当課	生涯学習課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	公民館利用者の高齢化や利用者数の減少、講座の固定化などの課題への対応のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への対応などが求められていることから、ICTの活用等による公民館事業の機能強化を推進する。		
事業の内容	(1) 公民館講座等の動画配信 (2) Wi-Fi環境等の整備 (3) 生涯学習ポータルサイトの構築・運営		

No・事業名	Ⅱ－⑤ 市立図書館の利用促進		
担当課	いわき総合図書館	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	生涯学習及び「知の拠点」施設として、高度化、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、資料や情報の収集・提供に努めるとともに、読書活動を推進し、関係機関と連携しながら、より質の高い図書館サービスの提供に努める。		
事業の内容	図書館資料の充実、おはなし会の実施、子ども向け事業、ティーンズ向け情報提供、ビジネスや生活情報の提供、講座・講演会等の実施。		

No・事業名	Ⅱ－⑥ 図書館レファレンスサービス		
担当課	いわき総合図書館	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の学習や調査研究等の支援を行う。		
事業の内容	図書館資料やインターネット、データベース等、あらゆる情報源を活用して利用者の疑問解決を支援する。また、レファレンス事例をデータベース化し、国立国会図書館が運営する「レファレンス協同データベース事業」への事例登録に努める。		

主な取組み

施策の柱Ⅱ | 生涯学習関連施設の整備と充実

No・事業名	Ⅱ－⑦ 公民館を活用した図書館サービス		
担当課	いわき総合図書館	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	図書館に足を運ぶことが困難な高齢者や来館時間の確保が難しい子育て世代、コロナ禍で図書館への来館を躊躇する方等、幅広い市民の利便性の向上を図る。		
事業の内容	(1) 市内各公民館窓口での予約図書の受取り及び返却。 (2) 中央公民館（文化センター）での貸出図書の返却。		

No・事業名	Ⅱ－⑧ 図書館事業等の情報提供		
担当課	いわき総合図書館	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	図書館の利用案内や事業についての情報を提供し、図書館利用の促進を図る。		
事業の内容	図書館報、図書館ホームページ、館内情報システム、自動電話応答システム等での情報発信及び職員によるFMいわきでの新着図書等の紹介。		

No・事業名	Ⅱ－⑨ 電子図書館システム事業		
担当課	いわき総合図書館	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	新型コロナウイルス感染防止対策として、非対面や非接触など、新しい生活様式を踏まえた対応が求められる中、図書館へ来館することなく、いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンなどの端末から、専用サイトに接続し、電子書籍を利用することができるよう、インターネット上の図書館サービスの充実を図る。		
事業の内容	利用者のニーズ等に配慮しながら、市民の教養、調査研究等に資する資料を収集し提供する。また、来館時間の確保が難しい子育て世代や、読書離れが進む中高生向け図書についても整備し、読み聞かせや調べもの学習のサポートを図ることで、子どもの読書活動を推進するとともに、読書バリアフリー法に準拠した読書環境の提供にも努める。		

主な取組み

施策の柱Ⅱ | 生涯学習関連施設の整備と充実

No・事業名	Ⅱ－⑩	学習観光施設の整備充実		
担当課	観光振興課	対象	一般市民	
事業の趣旨・目的	地域の観光の拠点及び学習、レクリエーション等の場として地域の活性化に資するため、また、資料の収集、保存及び展示をすることにより、市民の知識及び教養を高め、もって市民の福祉の向上に寄与するため、学習観光施設を設置する。			
事業の内容	いわき市石炭・化石館の維持管理、整備充実に努める。 (令和5年3月時点、休館中)			

No・事業名	Ⅱ－⑪	文化施設の整備充実		
担当課	文化交流課・文化財課・美術館	対象	一般市民	
事業の趣旨・目的	市民の文化・教養の向上を図り、地域文化の発展・福祉の増進・魅力ある地域社会の形成に寄与するため、市民が身近に文化芸術に触れることのできる場の提供に努める。			
事業の内容	文化施設の長寿命化、集約化等（市民会館、草野心平記念文学館、草野心平生家、美術館、アンモナイトセンター、考古資料館、暮らしの伝承郷、芸術文化交流館アリオス）。			

No・事業名	Ⅱ－⑫	アリオスペーパー / キッズ★アリペの発行		
担当課	いわき芸術文化交流館	対象	一般市民、 いわきに住む子ども達	
事業の趣旨・目的	アリオスの事業やホールスケジュール、本市の文化の魅力等、様々な情報を広く発信する。 また、子ども達と地域が繋がっていくよう、子育て情報などを発信する。			
事業の内容	(1) アリオスペーパーの発行により、アリオスのイベント情報等を発信する。 (2) キッズ★アリペの発行により、市内の子育て情報・子ども向けイベントの開催情報を発信する。			

主な取組み

施策の柱Ⅱ | 生涯学習関連施設の整備と充実

No・事業名	Ⅱ－⑬ 体育施設の整備充実		
担当課	スポーツ振興課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	施設の現状や利用状況を踏まえたスポーツ施設の整備・充実と集約・機能複合化を図る。		
事業の内容	スポーツ施設の長寿命化、集約・機能複合化。		

No・事業名	Ⅱ－⑭ いわき震災伝承みらい館運営事業		
担当課	いわき震災伝承みらい館	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	いわき震災伝承みらい館は、地震、津波に加えて原発事故が重なるといふ未曾有の複合災害に見舞われた本市の震災経験を改めて捉え直し、震災の記憶や教訓を風化させず後世へと伝えていくことにより、防災意識の醸成等を図っていくことを目的とする。		
事業の内容	(1) 館内展示 (2) 語り部事業 (3) アーカイブ事業 (4) 防災・減災教育の推進		

No・事業名	Ⅱ－⑮ 赤ちゃんの駅の認定		
担当課	こども支援課	対象	乳幼児及びその保護者
事業の趣旨・目的	子育てに配慮した生活環境の整備の一環として、乳幼児連れの保護者が、授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることのできる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、広く周知を図ることにより、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進める。		
事業の内容	(1) 「赤ちゃんの駅」としての登録 (2) 「赤ちゃんの駅」へのタペストリー・ステッカーの掲示 (3) 案内マップ及びポスターによる事業周知		

基本目標2 学びの機会の提供

施策の柱Ⅲ 生涯各時期に応じた学習機会の充実



人には、一生の間に、「乳幼児期」「少年期」「青年期」「成人期」「高齢期」というライフステージがあります。

市民が生涯にわたって学習でき、ライフステージに応じて必要となる思考力や判断力、知識等を身に付けられるよう、社会生活や趣味・教養、生活課題への対応など、生涯各時期に適した学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。

【位置付け事業一覧】

※ ①～④は幅広い世代を対象とするもの。⑤以下は概ね世代順に記載。

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
Ⅲ	①	公民館事業	生涯学習課
Ⅲ	②	生涯学習プラザ事業	生涯学習課
Ⅲ	③	市民大学（ヒューマンカレッジ）	生涯学習課
Ⅲ	④	市役所出前講座	生涯学習課
Ⅲ	⑤	こどもみらいブックの発行	こどもみらい課
Ⅲ	⑥	子育てコンシェルジュサービス	こどもみらい課
Ⅲ	⑦	ファミリー・サポート・センター事業	こども支援課
Ⅲ	⑧	プレママ・プレパパクラス	こども家庭課
Ⅲ	⑨	母子保健コンシェルジュサービス	こども家庭課
Ⅲ	⑩	いのちを育む教育推進事業	こども家庭課
Ⅲ	⑪	母子健康相談	こども家庭課
Ⅲ	⑫	赤ちゃんへのはじめての絵本事業	いわき総合図書館
Ⅲ	⑬	学習資料「いわき市の農林水産業」配布	農政流通課
Ⅲ	⑭	いわき伝統野菜生産拡大推進事業	農政流通課
Ⅲ	⑮	海の魅力！いわき浜っ子総合学園事業	水産課
Ⅲ	⑯	学校給食魚食普及推進事業	水産課
Ⅲ	⑰	親子ものづくり教室	商業労政課
Ⅲ	⑱	おやこ議場見学会	議会事務局総務議事課
Ⅲ	⑲	いわき市消防本部検定～小学6年生の頂点を目指せ～	消防本部予防課
Ⅲ	⑳	スチューデント・シティ / ファイナンス・パーク	学校教育課
Ⅲ	㉑	親子で学ぶ消費生活講座（親子教室）	消費生活センター
Ⅲ	㉒	消費者教育推進事業	消費生活センター
Ⅲ	㉓	いわき市高校生就職支援事業	商業労政課
Ⅲ	㉔	青少年等に対する啓発普及活動事業「エイズ・性感染症予防教育」	保健所総務課
Ⅲ	㉕	市民後見人養成講座	保健福祉課
Ⅲ	㉖	いわき市シルバーリハビリ体操事業	地域包括ケア推進課
Ⅲ	㉗	輝く年輪パワー発表会（シルバーフェア）	介護保険課/いわき市老人クラブ連合会

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

No・事業名	Ⅲ－① 公民館事業		
担当課	生涯学習課	対象	乳幼児～高齢者まで
事業の趣旨・目的	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に各種事業等を実施する。		
事業の内容	家庭教育支援講座、青少年育成講座、高齢者学級等、様々な世代を対象とした講座を開催する。		

No・事業名	Ⅲ－② 生涯学習プラザ事業		
担当課	生涯学習課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の生涯学習活動の支援と推進を図るため、各種講座の開催や交流の場を提供する。		
事業の内容	各種学習機会の提供のほか、全市的な生涯学習の推進を図るため、情報の収集・発信をはじめとするセンター機能を充実する。		

No・事業名	Ⅲ－③ 市民大学（ヒューマンカレッジ）		
担当課	生涯学習課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の高度で専門的な学習ニーズに応え、学習機会の拡充を図ると共に、豊かな市民生活に資することを目的とする。		
事業の内容	生涯学習支援ボランティアの会と市内高等教育機関が連携・協力し、4学部の多種・多様な講座を企画・開催する。		

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

No・事業名	Ⅲ－④	市役所出前講座		
担当課	生涯学習課	対象	一般市民	
事業の趣旨・目的	市職員が講師として地域に出向き、講座を実施し、市民の学習活動の支援を図る。			
事業の内容	市役所が関わっている仕事の中から、教養・市政一般、環境、福祉、健康、産業、防災、まちづくり等の多数の学習メニューを取り揃え、市民の要請に基づいて市職員が講師として地域に出向き、各種講座を開催する。			

No・事業名	Ⅲ－⑤	こどもみらいブックの発行		
担当課	こどもみらい課	対象	乳幼児とその保護者	
事業の趣旨・目的	子育て関係の情報を一元的に集約し、市民にわかり易く情報提供するため、母子健康手帳の交付時等に配布する冊子を発行する。			
事業の内容	「こどもみらいブック」を発行する。			

No・事業名	Ⅲ－⑥	子育てコンシェルジュサービス		
担当課	こどもみらい課	対象	乳幼児とその保護者	
事業の趣旨・目的	子ども及びその保護者、妊娠している方等が そのニーズに基づき、幼稚園・保育所等の教育・保育施設や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。			
事業の内容	「窓口」「電話」「訪問」での相談・支援を行う。 (1) 保育所、幼稚園、認定こども園などの施設の利用案内 (2) 一時預かり、延長保育、放課後児童クラブ等の子育てサービスの利用案内 (3) 子育てに関する相談 など			

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

No・事業名	Ⅲ－⑦	ファミリー・サポート・センター事業	
担当課	こども支援課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	幼い子どもを持つ世帯の育児を支援するため、育児の援助を受けたい「依頼会員」と援助を行いたい「協力会員」からなる会員組織を設置し、就労と子育ての両立支援のための相互援助活動を支援する事業。		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の相互援助活動 (2) 会員募集・登録 (3) 講習会の開催 (4) 説明会の開催等 		

No・事業名	Ⅲ－⑧	プレママ・プレパパクラス	
担当課	こども家庭課	対象	初妊婦及びそのパートナー
事業の趣旨・目的	子育てを行う親の多様なニーズに対応し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、前向きに安心して子育てができるよう支援を行う。		
事業の内容	助産師・栄養士・保健師による講話。		

No・事業名	Ⅲ－⑨	母子保健コンシェルジュサービス	
担当課	こども家庭課	対象	妊娠期から子育て期の市民
事業の趣旨・目的	妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを解消し、地域の中で安心して育児ができるよう、正しい知識の普及啓発や適切な情報の提供、相談支援等を行うことで、前向きに安心して子育てができるよう支援する。		
事業の内容	<p>保健師・助産師・看護師等の資格を持つ母子保健コンシェルジュによる相談・助言。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健や育児に関する総合的な相談対応、サービス案内 (2) 親子健康手帳の交付 (3) 支援プラン（一般向け）の交付 (4) 妊娠経過や産後の体調、育児等に関する相談対応 など 		

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

No・事業名	Ⅲ－⑩ いのちを育む教育推進事業		
担当課	こども家庭課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	子ども達がいのちと性への理解を深め、自己肯定感を高めながら健康で豊かに生きる力を育むことができるよう、地域全体で思春期保健の課題を認識し、正しい知識の習得と理解を深める。		
事業の内容	「いのちを育む教育」の指針に基づき、いのちを育む教育の推進のため、協議会を設置し、思春期保健分野に携わる専門家等による思春期保健セミナーや助産師派遣事業、指導者研修、思春期教材貸出、モデル校指定による思春期教育・講演会等を実施する。		

No・事業名	Ⅲ－⑪ 母子健康相談		
担当課	こども家庭課	対象	妊産婦や就学前の児と養育者
事業の趣旨・目的	乳幼児及びその保護者の健康の保持増進のため、育児に関する相談に応じるとともに育児不安の解消、母親同士の交流を図る。また、妊産婦や乳幼児健康診査の事後フォローの必要な児に対し適切な支援を行う。		
事業の内容	児の身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談、心理相談、相談の待ち時間で、母親同士が交流を図る。		

No・事業名	Ⅲ－⑫ 赤ちゃんへのはじめての絵本事業		
担当課	いわき総合図書館	対象	乳幼児とその保護者
事業の趣旨・目的	読み聞かせの啓発により、乳幼児期からの読書活動を促進させることで、豊かな人間性を育む。		
事業の内容	乳幼児期から読書に親しんでもらうため、4か月児健康診査会場に図書館職員や読み聞かせボランティアが外向き、赤ちゃんへのおすすめ絵本のパンフレットを配布しながら、絵本の読み聞かせや啓発活動を実施する。		

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

No・事業名	Ⅲ－⑬	学習資料「いわき市の農林水産業」配布		
担当課	農政流通課	対象	小学校5年生	
事業の趣旨・目的	農林水産業への児童・生徒の理解の醸成を図ることは、将来の担い手の育成・確保をはじめ、農林水産業の持続的発展に必要不可欠なことから、小学校の学習資料として使用する地域実情に合致した農林水産業の学習資料を継続的に配布する。			
事業の内容	小学校5年生を対象にした農林水産業の学習資料の配布。			

No・事業名	Ⅲ－⑭	いわき伝統野菜生産拡大推進事業		
担当課	農政流通課	対象	高校生等	
事業の趣旨・目的	生産者との交流を通して、地域に伝わる伝統食に理解を深め、食農教育の推進と農業への理解を図る。			
事業の内容	(1) 生産者との交流 (2) 地域に伝わる伝統野菜の体験学習（種の保存・栽培・調理方法についての学習）			

No・事業名	Ⅲ－⑮	海の魅力！いわき浜っ子総合学園事業		
担当課	水産課	対象	幼児、小学生、中学生、高校生、大学生	
事業の趣旨・目的	風評等による本市水産物の買い控えと、魚離れが加速化している子どもや学生等の若い世代を対象に、子ども向けの体験実習など各年代層に応じた事業を実施することで、本市の水産業や「常盤もの」への理解・関心を深め、魚食の推進や漁業担い手への意識醸成を促すとともに、その姿を広く情報発信することにより、「常盤もの」のイメージアップ及び認知度向上を図る。			
事業の内容	保育所・幼稚園児、小・中学生等の各年代に応じ、魚とのふれあいや魚のさばき方教室などの体験学習等を実施。			

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

No・事業名	Ⅲ－⑯	学校給食魚食普及推進事業	
担当課	水産課	対象	小学生、中学生
事業の趣旨・目的	市魚食の推進に関する条例に基づき、魚食文化の振興と水産業の発展を目指すため、学校給食において、本市産水産物・水産加工品を給食メニューとして提供し、本市の水産業や「常盤もの」への理解・関心を深めるとともに、魚食の普及・地産地消の推進を図る。		
事業の内容	(1) 市立小・中学校において、本市水揚げの水産物を食材として使用した給食を実施。 (2) 献立表や給食だより、出前講座による啓発を実施。		

No・事業名	Ⅲ－⑰	親子ものづくり教室	
担当課	商業労政課	対象	小学生とその保護者
事業の趣旨・目的	技能職と市民とのふれ合いの場を提供することにより、ものづくりの大切さや面白さを実感してもらう。		
事業の内容	各職種による親子ものづくり教室。 (1) 親子木工工作教室 (2) タイルチップ工作親子教室 (3) 親子左官工作教室		

No・事業名	Ⅲ－⑱	おやこ議場見学会	
担当課	議会事務局総務議事課	対象	小学校4～6年生の児童とその保護者
事業の趣旨・目的	次代を担う子ども達に自治の仕組みへの関心を持ってもらい、社会参画への意欲を高めてもらうこと。		
事業の内容	議場において、議会の仕組みについて説明した後、議会棟の見学、クイズ探検及び議員との交流を実施するもの。		

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

No・事業名	Ⅲ－⑱ いわき市消防本部検定～小学6年生の頂点を目指せ～		
担当課	消防本部予防課	対象	小学校6年生
事業の趣旨・目的	市内の小学6年生児童に向け、本市消防本部に関する問題を出題し、それを解く過程の中で組織の体制や活動状況などの理解を深めてもらい、児童とその周囲に防火思想啓発の輪を広げていくことを目的とする。		
事業の内容	小学6年生を対象に消防に関する問題を出題する。		

No・事業名	Ⅲ－⑳ スチューデント・シティ / ファイナンス・パーク		
担当課	学校教育課	対象	小学校5年生・中学校2年生
事業の趣旨・目的	店舗、官公庁施設等を模して設けた設備を利用した体験活動を通して、社会の仕組みや経済の働きを学習する機会を提供する事業を行うことにより、児童及び生徒の健全な育成を図る。		
事業の内容	「体験型経済教育施設 Elem (エリム)」において、小学校5年生・中学校2年生を対象とした体験型の経済教育プログラムを実施する。		

No・事業名	Ⅲ－㉑ 親子で学ぶ消費生活講座（親子教室）		
担当課	消費生活センター	対象	小学校4～6年生とその保護者
事業の趣旨・目的	小学生及びその保護者に消費生活に係る学習機会を提供することで、消費生活への関心を高めるとともに、かしこい消費者になるための意識醸成を図る。		
事業の内容	小学生とその保護者が一緒に参加する講座や実験等を行う。		

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

No・事業名	Ⅲ－②	消費者教育推進事業		
担当課	消費生活センター	対象	一般市民	
事業の趣旨・目的	消費者としての合理的な意思決定力、被害・危機の認識や回避、また被害に遭った場合の対処法など、確かな知識と能力を身につけたうえで、それぞれが「消費者市民社会」の一員として行動できる「自立した消費者」を育成する。			
事業の内容	(1) 消費生活講座 (2) 小学校用副読本の作成、配付 (3) 新成人用ガイドブックの作成、配付			

No・事業名	Ⅲ－③	いわき市高校生就職支援事業		
担当課	商業労政課	対象	高校生とその保護者	
事業の趣旨・目的	高校生のキャリア形成に対する意識を高め、就職に向けた意識の向上と地域で働く意識の醸成、就職後の早期離職の減少を図ることを目的とする。			
事業の内容	(1) いわきの“職”体感ツアー (2) 仕事人の話を聞いてみよう (3) 就職への道案内 (4) 保護者向けセミナー			

No・事業名	Ⅲ－④	青少年等に対する啓発普及活動事業 「エイズ・性感染症予防教育」		
担当課	保健所総務課	対象	市内各種学校の生徒	
事業の趣旨・目的	エイズや梅毒をはじめとする性感染症の報告が急増している。思春期はコミュニケーション力や判断力等の未熟さ・性行動への興味関心から、正しい情報を選択できず、性行動の実行や性犯罪に巻き込まれる恐れがある。これらのことから、エイズや性感染症に関する正しい知識の浸透を図ることを目的とする。			
事業の内容	市内の各種学校へエイズ・性感染症予防教育講師派遣の周知を行い、各種学校から希望をとりまとめ、専門職員（産婦人科医師等）を派遣し、エイズ・性感染症予防教育を実施する。			

主な取組み

施策の柱Ⅲ | 生涯各時期に応じた学習機会の充実

No・事業名	Ⅲ－⑳ 市民後見人養成講座		
担当課	保健福祉課	対象	20歳以上70歳未満の方
事業の趣旨・目的	<p>成年後見人等受任者不足に対応する一つの方法として市民後見人を養成する講座を実施し、新たな後見人の育成を図る。</p> <p>また、新たな権利擁護の担い手としても活躍を期待するところであり、積極的に養成し、もって地域福祉の推進を図る。</p>		
事業の内容	成年後見人等受任に関する基礎知識の習得等。		

No・事業名	Ⅲ－㉑ いわき市シルバーリハビリ体操事業		
担当課	地域包括ケア推進課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	<p>市民自らが体操指導士となり、地域の高齢者等を対象にシルバーリハビリ体操の普及と体操の実践・指導を行うことで、介護予防意識の醸成と高齢者の社会参加、生きがいつくり活動の推進を図る。</p>		
事業の内容	<p>(1) シルバーリハビリ体操指導士の養成</p> <p>(2) シルバーリハビリ体操指導士の派遣調整</p>		

No・事業名	Ⅲ－㉒ 輝く年輪パワー発表会（シルバーフェア）		
担当課	介護保険課/ いわき市老人クラブ連合会	対象	市内に居住する60歳以上の方
事業の趣旨・目的	<p>市内に居住する高齢者が制作した作品を公開展示する機会（創作展）や、サークル活動等を通して学んだ民謡や舞踊などを発表する機会（芸能祭）を通して、高齢者の制作意欲の向上と積極的な社会参加を促し、高齢者の生きがいつくりを支援する。</p>		
事業の内容	<p>芸能祭：高齢者サークル等で日頃活動している舞踊や楽器演奏等を披露する。</p> <p>創作展：市内に居住する高齢者が制作した作品を公募・公開展示し、優秀作品等を表彰する（いわき市老人クラブ連合会に委託）。</p>		

基本目標2 学びの機会の提供



施策の柱Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と協働

地域の将来を担う子ども達に、「生きる力」や豊かな人間性を育むためには、学校・家庭・地域社会が目標や課題を共有し、地域全体で子どもを育てていく環境づくりが必要です。

このため、親と子が共に学び合う家庭教育の充実を図るとともに、社会全体で家庭教育を支える環境づくりや、新たな学習指導要領に基づく「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組み、並びに学校・家庭・地域の連携による「地域学校協働活動」の推進等に努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
Ⅳ	①	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業	生涯学習課
Ⅳ	②	土曜学習推進事業	生涯学習課
Ⅳ	③	家庭教育支援者研修	生涯学習課
Ⅳ	④	いわき市青少年問題協議会	生涯学習課
Ⅳ	⑤	いわき市青少年育成市民会議	生涯学習課
Ⅳ	⑥	成人式事業	生涯学習課
Ⅳ	⑦	学校評議員の委嘱	学校教育課
Ⅳ	⑧	コミュニティ・スクール	学校教育課
Ⅳ	⑨	学校給食食育推進事業	学校支援課
Ⅳ	⑩	学校図書館との連携	いわき総合図書館
Ⅳ	⑪	いわき地域医療学校事業	地域医療課
Ⅳ	⑫	こども食の安全教室実施事業	保健所生活衛生課
Ⅳ	⑬	幼稚園子育て支援事業	こども支援課
Ⅳ	⑭	保育所児童との交流事業	こども支援課
Ⅳ	⑮	こどもの権利相談室	こども家庭課

主な取組み

施策の柱Ⅳ | 学校・家庭・地域の連携と協働

No・事業名	IV-① 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業		
担当課	生涯学習課	対象	小学生・中学生及び教職員、 公民館職員、地域住民
事業の趣旨・目的	学校・家庭・地域と公民館が互いに連携しながら、地域の人材・環境等を活用し、子ども達の「生きる力」を育む様々な体験・交流活動等を行うとともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる協力体制を整備し、もって地域とともにある学校づくり及び学校を核とした地域づくりを推進する。		
事業の内容	(1) 小中学校と地域が連携した体験活動等の支援 (2) 事業推進コーディネーターの配置による、事業全体の企画・調整、関係者に対する指導・助言 (3) 学校・家庭・地域の連携・協働に係るコーディネート役である公民館職員や地域連携担当教職員等のスキルアップ及び関係者の理解促進を図るための研修会の開催		

No・事業名	IV-② 土曜学習推進事業		
担当課	生涯学習課	対象	小学生
事業の趣旨・目的	子ども達が土曜日を有意義に過ごすことができるよう、学校・家庭・地域と公民館が連携し、役割を分担しながら、様々な学習や体験の機会を通して、子ども達の土曜日の教育環境を豊かなものにする。		
事業の内容	学校・家庭・地域と公民館が連携し、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得ながら、主として土曜日に、体系的・継続的なプログラムを計画・実施することにより、子ども達にとって豊かで有意義な土曜日を実現するとともに、地域教育力の向上を図る。		

No・事業名	IV-③ 家庭教育支援者研修		
担当課	生涯学習課	対象	保育所・こども園・幼稚園・小学生・中学生の保護者及び教員、青少年育成市民会議関係者等
事業の趣旨・目的	地域や家庭における教育力の向上に寄与するノウハウを取得するとともに、積極的に家庭教育に関与していく資質を伸ばすことを目的とする。		
事業の内容	県教育庁いわき教育事務所との共催により、家庭教育支援に関する研修会を開催。		

主な取組み

施策の柱Ⅳ | 学校・家庭・地域の連携と協働

No・事業名	Ⅳ－④ いわき市青少年問題協議会		
担当課	生涯学習課	対象	いわき市青少年問題協議会委員及び幹事
事業の趣旨・目的	「地方青少年問題協議会法」「いわき市青少年問題協議会条例」「いわき市青少年問題協議会運営要綱」に基づき設置（昭和42年）。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を行う。		
事業の内容	青少年の健全育成に関する様々な事項について情報交換や協議を実施。		

No・事業名	Ⅳ－⑤ いわき市青少年育成市民会議		
担当課	生涯学習課	対象	青少年及び保護者
事業の趣旨・目的	各地区の特色を活かした様々な「学びの場」を創出するとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点に立ち、各団体が協力して青少年の健全育成を図る。		
事業の内容	【全体事業】 (1) 青少年育成大会の開催（市教委、市補導員連絡協議会との共催） (2) 次年度就学児保護者向けの「子育て学習講座」の実施 【各地区での事業】 (1) 各種研修会等の開催 (2) 親子向け事業の開催 (3) あいさつ運動の実施 等		

No・事業名	Ⅳ－⑥ 成人式事業		
担当課	生涯学習課	対象	新成人及び20歳の方
事業の趣旨・目的	成人としての意義を自覚し、自らたくましく生きようとする若者の前途を祝福する。		
事業の内容	【新成人】 成年年齢引下げの概略説明や、成人式の年度別開催日程のお知らせ、市を挙げて祝福するための市長お祝いメッセージを発出。 【20歳の方】 市内13会場において、成人式を開催。		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

主な取組み

施策の柱Ⅳ | 学校・家庭・地域の連携と協働

No・事業名	IV-⑦	学校評議員の委嘱	
担当課	学校教育課	対象	学校評議員
事業の趣旨・目的	地域に開かれた学校づくりをより一層推進することを目的とする。		
事業の内容	いわき市立幼稚園、小・中学校の「学校評議員」として、保護者、自治会等・団体・社会教育団体関係者、学識経験者等に委嘱し、学校運営、PTA活動、地域連携等に関する意見交換を行い、学校運営に反映する。		

No・事業名	IV-⑧	コミュニティ・スクール	
担当課	学校教育課	対象	コミュニティ・スクール指定校の児童・生徒・保護者・地域住民等
事業の趣旨・目的	保護者及び地域住民等が、その地域の学校運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し、より一層「地域に開かれた信頼される学校づくり」の実現を図り、地域社会全体で子ども達を育む仕組みを構築することを目的とする。		
事業の内容	(1) モデル校2校指定 (H28～田人小中学校、H30～三和小中学校) (2) 学校運営協議会 (年4回) の開催		

No・事業名	IV-⑨	学校給食食育推進事業	
担当課	学校支援課	対象	小学生、中学生
事業の趣旨・目的	子ども達の豊かな心と体を育むためには、食に関して、家庭や地域が世代を超えて、連携強化を図っていく必要があることから、「ひと・食・環(わ)」をコンセプトとして、学校と学校給食共同調理場が家庭や地域と連携を図りながら、食育を推進する。		
事業の内容	<p>【メイン事業】ふれあい弁当デーの全校実施 【サブ事業】地元高校との連携や、地元料理人との連携による交流会食会の開催</p> <p>【その他】</p> <p>(1) 水産課が実施する「学校給食魚食普及推進事業」と連携し、魚食の普及・推進を図る。 (2) 農政流通課と連携し、市内生産者、流通事業者及び関係機関等の協力により「いわき産農産物」を使用した献立の提供を行う。</p>		

主な取組み

施策の柱Ⅳ | 学校・家庭・地域の連携と協働

No・事業名	Ⅳ－⑩	学校図書館との連携		
担当課	いわき総合図書館	対象	小学生、中学生、教職員等	
事業の趣旨・目的	児童生徒の読書活動推進のため、学校と図書館が連携を強める。			
事業の内容	図書館司書おすすめの児童書を年代別セットにした「この本よんだ？パック」や、授業等で活用できる「調べ学習用図書」、「テーマ別調べ学習支援パック」の整備及び貸出し、学校司書研修会への参加を通して、学校図書館との連携に努める。			

No・事業名	Ⅳ－⑪	いわき地域医療学校事業		
担当課	地域医療課	対象	小学校4年生～中学校3年生、高校生、大学生、研修医	
事業の趣旨・目的	次世代を担う医療人材の育成のため、小学生から研修医までの各ステージに応じた医療や介護に関する教育プログラムを展開する。			
事業の内容	<p>(1) 小学校4年生～中学校3年生 医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等により、動画を活用し医療や介護に関する授業「いのちの授業」を実施。</p> <p>(2) 高校生 医師による講義、病院見学、県立医大への訪問を実施。医大合学者にガイダンスを開催。</p> <p>(3) 医学部3年生 県立医大との連携により、地域医療セミナー（病院等での研修会）を開催。</p> <p>(4) 研修医 市内の複数病院合同で研修プログラムの構築、展開。</p>			

No・事業名	Ⅳ－⑫	こども食の安全教室実施事業		
担当課	保健所生活衛生課	対象	小学生（中高学年）	
事業の趣旨・目的	主に小学生（中高学年）を対象に、食の安全を確保するための行政の取組みや、大型小売店（スーパーマーケット）における、食品の衛生的取扱いに対する取組みを確認してもらいながら、食品衛生に関する知識の醸成を図ることを目的とする。			
事業の内容	普段は立ち入ることができない、大型小売店（スーパー）のバックヤードにおいて、食品事業者がどのように食の安全に取り組んでいるのか、どのようにして消費者に安全・安心な食品を提供しているのか、食品衛生監視員の視点から作成した映像を通じて疑似体験し、食品の安全・安心の確保に取り組む姿勢を育むことを目的として実施する。			

主な取組み

施策の柱Ⅳ | 学校・家庭・地域の連携と協働

No・事業名	IV-⑬ 幼稚園子育て支援事業		
担当課	こども支援課	対象	乳幼児とその保護者
事業の趣旨・目的	家庭や地域と幼稚園が連携し、幼児の健やかな発達を促す子育て支援のための、環境づくりに努める。		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安を持つ保護者に対する相談と支援を行う。 ・親子の交流の場・子育て関連情報を提供する。 		

No・事業名	IV-⑭ 保育所児童との交流事業		
担当課	こども支援課	対象	幼児、小学生、中学生、高校生
事業の趣旨・目的	小・中・高校の生徒と保育所児童との交流活動を実施し、異年齢に対する理解を深める。		
事業の内容	総合的な学習の時間を利用した職場体験活動や各小中学校等の行事の訪問交流を行う。		

No・事業名	IV-⑮ こどもの権利相談室		
担当課	こども家庭課	対象	本市のすべての子どもとその家族等
事業の趣旨・目的	子どもの権利侵害である児童虐待に対応し、子どもやその家庭等を対象とした相談支援体制の強化を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、名称を「こどもの権利相談室」とする。児童虐待やヤングケアラーについて子ども向けリーフレットを配布するなど、学びの機会を設け、子どもの権利保護に努める。		
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども家庭支援全般に係る業務 (2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務 (3) 関係機関との連絡調整 (4) その他の必要な支援 		

基本目標2 学びの機会の提供

施策の柱V 健康・スポーツ・文化の振興



全ての方が生涯にわたり元気に活躍し続けられる社会を形成していくためには、市民一人ひとりが、心身の健康の保持増進に努めることが必要です。

人生100年時代において、健康寿命の延伸はますます重要視されることから、運動・食事・睡眠等の調和のとれた生活習慣の確立、セルフケア等に係る学習機会の充実に努めるとともに、体力向上や健康の保持増進につながる生涯スポーツの推進に努めます。

また、心の豊かさやゆとりをもたらす芸術文化にふれる学習機会の充実に努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
V	①	文字に描く夢講座	文化交流課
V	②	文章づくりのいろは	文化交流課
V	③	芥川賞作家に学ぶ小説講座	文化交流課
V	④	いわき市文化振興基金育成事業等補助金	文化交流課
V	⑤	おでかけアリオス	いわき芸術文化交流館
V	⑥	アリオス 子どもの弦学校 / アリオス 大人の弦学校	いわき芸術文化交流館
V	⑦	舞台技術基礎講座	いわき芸術文化交流館
V	⑧	美術館教育普及事業	いわき市立美術館
V	⑨	総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	スポーツ振興課
V	⑩	生涯スポーツ振興事業	スポーツ振興課
V	⑪	シルバーピアード（高齢者スポーツ大会）	介護保険課/いわき市老人クラブ連合会
V	⑫	健康増進事業	保健所地域保健課

主な取組み

施策の柱V | 健康・スポーツ・文化の振興

No・事業名	V-① 文字に描く夢講座		
担当課	文化交流課	対象	中学生、高校生
事業の趣旨・目的	日本語の美しさや書くことの楽しさを発見し、豊かな表現を身につけ、「吉野せい賞（文学賞）」への応募につなげることを目的とする。		
事業の内容	物語を書くことに興味がある人向けの講座。書くきっかけを作る入門コース。（年1回（1日））		

No・事業名	V-② 文章づくりのいろは		
担当課	文化交流課	対象	中学生以上
事業の趣旨・目的	日本語の美しさや書くことの楽しさを発見し、豊かな表現を身につけ、「吉野せい賞（文学賞）」への応募につなげることを目的とする。		
事業の内容	ジャンルを問わず、文章創作の基本を学ぶ初級編の講座。（年1回（2日間））		

No・事業名	V-③ 芥川賞作家に学ぶ小説講座		
担当課	文化交流課	対象	中学生以上
事業の趣旨・目的	日本語の美しさや書くことの楽しさを発見し、豊かな表現を身につけ、「吉野せい賞（文学賞）」への応募につなげることを目的とする。		
事業の内容	プロの小説家の感覚に触れることができる本格的に小説を書きたい人向けの上級編の講座。（年1回（2日間））		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

主な取組み

施策の柱V | 健康・スポーツ・文化の振興

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

No・事業名	V-④ いわき市文化振興基金育成事業等補助金		
担当課	文化交流課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の文学、音楽、美術その他の芸術文化活動を助長し、その精神生活の高揚と地域の文化的環境の醸成を図り、市民憲章にいう「文化のまちいわき」の発展に資するため。		
事業の内容	市文化振興基金を活用し、個人・団体が自主的に実施する芸術文化活動に対して助成を行うもの。		

No・事業名	V-⑤ おでかけアリオス		
担当課	いわき芸術文化交流館	対象	小学生、中学生、一般市民
事業の趣旨・目的	学校や地域コミュニティなどにアーティストとともに出向き、生の芸術体験をより多くの市民に親しみやすい形で届ける。		
事業の内容	音楽・演劇等の普及型公演。		

No・事業名	V-⑥ アリオス 子どもの弦学校 / アリオス 大人の弦学校		
担当課	いわき芸術文化交流館	対象	小学生、中学生、一般市民
事業の趣旨・目的	いわき市内で弦楽器を習う子どもの人口増、弦楽器愛好家の下支えと底上げ。		
事業の内容	市内で弦楽器を習う子ども・大人を対象に、プロの弦楽器奏者による指導を行う。		

主な取組み

施策の柱V | 健康・スポーツ・文化の振興

No・事業名	V-⑦ 舞台技術基礎講座		
担当課	いわき芸術文化交流館	対象	中学生以上
事業の趣旨・目的	舞台技術者を目指す方、芸術活動を行っている方に舞台技術を学ぶ機会を設け、舞台技術に対する知識や関心を持ってもらい、さらに、舞台技術に関わる市民の継続的な人材育成を目的に行う。		
事業の内容	アリオスの舞台スタッフを講師とした、舞台技術（舞台・照明・音響）に関する講座。初心者向けの「はじめの一步」（対象：中学生以上）と、よりステップアップした「ステップ2」（対象：高校生以上）からなる。		

No・事業名	V-⑧ 美術館教育普及事業		
担当課	いわき市立美術館	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	さまざまな催しによって、多様な美術や芸術文化への理解を深める機会を提供し、日常的にアートを楽しむこと、活用することへの興味や関心を促す。		
事業の内容	企画展や所蔵作家・作品に関連させた講演会やギャラリートーク、ワークショップ、実技講座、公開制作、移動美術館、多様な表現を身近に感じられるコンサートやパフォーマンスなど。		

No・事業名	V-⑨ 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業		
担当課	スポーツ振興課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の健康・体力維持・増進等に向け、総合型地域スポーツクラブの設立・育成や各地域への定着を支援する。		
事業の内容	(1) 総合型地域スポーツクラブに係る周知 (2) いわき地区総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に対するスポーツ教室等の開催補助		

主な取組み

施策の柱V | 健康・スポーツ・文化の振興

No・事業名	V-⑩	生涯スポーツ振興事業	
担当課	スポーツ振興課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	子どもから高齢者まで、幅広い世代・層に対し生涯スポーツの推進、市民の健康増進や体力の向上を図る。		
事業の内容	(1) 「体操教室」「なわとび教室」など各種市民スポーツ教室の実施 (2) 子どもの日及びスポーツの日に合わせた体育施設無料開放事業の実施 (3) 家庭で取組可能な運動を親子で体験する「親子体力向上教室」の実施		

No・事業名	V-⑪	シルバーピアード（高齢者スポーツ大会）	
担当課	介護保険課/ いわき市老人クラブ連合会	対象	市内の老人クラブ会員
事業の趣旨・目的	スポーツを通じて健康増進を図るとともに、相互の親睦交流を深めることを目的とする。		
事業の内容	市内の老人クラブの会員を対象に地区対抗のスポーツ大会を実施する。（主催：いわき市老人クラブ連合会）		

No・事業名	V-⑫	健康増進事業	
担当課	保健所地域保健課	対象	いわき市健康推進員協議会の会員及び一般市民
事業の趣旨・目的	市民の健康づくり推進のため、いわき市健康推進員の育成と、地区組織活動推進を図る。		
事業の内容	(1) 健康づくり伝達講習会：健康推進員が研修受講した内容を地区住民に伝達する。 (2) 健康づくり普及活動：地区住民への各種啓発事業 (3) 健康推進員育成研修：健康推進員育成のための研修 (4) 健康づくり講座：一般市民と健康推進員のための健康づくり講座		

基本目標2 学びの機会の提供



施策の柱VI	地球環境問題への取組み
--------	-------------

地球環境は、温暖化や海面上昇、気候変動、海洋プラスチック問題、大気・土壌汚染など、多くの重大な問題に直面しており、現在、世界規模で地球環境問題の解決に向けた取組みが進められています。

2015年9月に国連サミットで示された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、環境保全に該当する目標として「SDGs12 つくる責任 つかう責任」、「SDGs13 気候変動に具体的な対策を」、「SDGs14 海の豊かさを守ろう」、「SDGs15 陸の豊かさを守ろう」などが掲げられています。

また、地球温暖化対策については、世界共通の課題となっており、国が2016年のパリ協定に定める目標等を踏まえ、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するなど、脱炭素社会実現に向けた動きが加速化しており、本市においても令和4年11月に「いわき市カーボンニュートラル宣言」を行い、取組みを進めているところです。

地球環境問題の解決のためには、目標を掲げるだけでなく、一人ひとりが環境とのかかわりや自然環境の価値などを学び、実践することが重要であることから、環境保全、資源リサイクル及び脱炭素社会等に関する学習機会の充実に努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
VI	①	環境まちづくり担い手育成支援事業	環境企画課
VI	②	ゼロカーボン・人づくり推進事業	環境企画課
VI	③	生物多様性保全普及啓発事業	環境企画課
VI	④	クリンピーの家リサイクル啓発事業	ごみ減量推進課
VI	⑤	「ごみのおはなし」作成及び配布	ごみ減量推進課
VI	⑥	いわき市都市緑化まつり	公園緑地課
VI	⑦	水道水源地・施設見学会	水道局浄水課

主な取組み

施策の柱VI | 地球環境問題への取組み

No・事業名	VI-①	環境まちづくり担い手育成支援事業		
担当課	環境企画課	対象	一般市民	
事業の趣旨・目的	環境まちづくりの担い手を育成する一環として、環境に関する市民の意識醸成を図ることを目的とした環境学習等の充実を図るとともに、環境まちづくり実践者の養成・活動拡充等を目的とするもの。			
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) いわき市環境アドバイザー派遣事業 市民による自主的な環境保全活動の推進に資することを目的に、環境保全活動を行う団体等が市内で実施する環境保全に関する講演会等に対し、環境に関する専門的な知識を有する「いわき市環境アドバイザー」を派遣する。 (2) 自然環境保全担い手・指導者養成事業 将来的な自然環境保全の担い手及び指導者の発掘・養成を図ることを目的とした自然観察ガイド養成研修会を実施する。 (3) 星空観察会（スターウォッチング） 大気環境保全への意識高揚を図ることを目的とした星空観察会を実施する（主催：いわき天文同好会、共催：いわき市）。 			

No・事業名	VI-②	ゼロカーボン・人づくり推進事業		
担当課	環境企画課	対象	一般市民	
事業の趣旨・目的	脱炭素社会への移行は長期的な社会変革を伴うことから、将来世代を担う子ども達に対する、ゼロカーボン教育についても並行して強化する必要がある。本事業では、以下の2事業に既存の事業を統合・再編するとともに、新たな取組みを加えて、脱炭素社会を学び、実践できる「人づくり」を推進していくものとする。			
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) ゼロカーボン理解促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践世代向け理解促進コンテンツ作成・活用 ・ いわきゼロカーボンキャンペーン ・ 市内イベント等の機会を捉えたキャンペーン (2) ゼロカーボン教育強化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校向け環境教材作成 ・ ゼロカーボン教育モデル事業 ・ ゼロカーボン人づくり公民連携事業 			

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

主な取組み

施策の柱VI | 地球環境問題への取組み

No・事業名	VI-③ 生物多様性保全普及啓発事業		
担当課	環境企画課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	生物多様性及び自然環境の保全を推進するためには、生物多様性及び自然環境に関する市民理解の向上が不可欠であることから、市民に対する生物多様性及び自然環境保全の普及啓発のほか、生態系被害防止外来種の分布に係るモニタリングや子どもへの環境教育等を行うもの。		
事業の内容	(1) 野生生物生息生育状況調査（生き物調査） 市内の小学4年生などに「生き物調査シート」を配布し、身近な場所における外来生物について、市民参加型の生息・生育状況調査を実施する。 (2) 生物多様性普及啓発イベント 野生生物の特徴及び観察方法を学習する自然探訪会など、自然とのふれあいや生物多様性の普及啓発に繋がるイベントを実施する。		

No・事業名	VI-④ クリンピーの家リサイクル啓発事業		
担当課	ごみ減量推進課	対象	施設見学者
事業の趣旨・目的	リサイクルプラザクリンピーの家において、施設見学や体験学習等を開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する市民意識の醸成を図る。		
事業の内容	(1) 施設見学…資源選別の様子やリサイクルの取組について説明 (2) 体験学習…リサイクル教室（月例体験学習）、修理再生品の提供、リサイクルフェアの開催		

No・事業名	VI-⑤ 「ごみのおはなし」作成及び配布		
担当課	ごみ減量推進課	対象	主に小学生 （一般向けにも配布）
事業の趣旨・目的	ごみの減量化意識の啓発と、本市のごみ処理の現状についての理解を深めてもらう取組みのひとつとして、小学生向けの副読本を作成・配布し、授業等において活用してもらう。また、出前講座等にも活用する。		
事業の内容	副読本「ごみのおはなし」の作成・配布。		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

主な取組み

施策の柱VI | 地球環境問題への取組み

No・事業名	VI-⑥ いわき市都市緑化まつり		
担当課	公園緑地課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民一人ひとりが緑の大切さを認識すると共に緑を守り、増やし、育てる知識を深め、身近な緑化活動をはじめのきっかけを作ることを目的とする。		
事業の内容	(1) 市保存樹木・樹林に関するパネル展示 (2) みどりに関する相談コーナー		

No・事業名	VI-⑦ 水道水源地・施設見学会		
担当課	水道局浄水課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	水道水源地の散策や水道施設（浄水場等）の見学を通し、水道水利用のPR活動を行うとともに、水道事業の現状や将来について正しい理解を得ることを目的とする。		
事業の内容	水道水源地の散策や水道施設（浄水場等）の見学		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標2 学びの機会の提供

施策の柱Ⅶ 共生社会への取組み



「共生社会」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

障がいの有無や性別、国籍の違いなどにとらわれず、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」の形成が求められており、「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、「SDGs5 ジェンダー平等を実現しよう」や「SDGs10 人や国の不平等をなくそう」などが掲げられています。

様々な理由で困難を抱える人に対して、将来のキャリアにつながる知識や技能を習得する機会を充実させるとともに、全ての人に対して、共生社会の理解を促進するための学習機会の充実に努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
Ⅶ	①	日本語教室（日本語普及事業）	文化交流課/国際交流協会
Ⅶ	②	多文化共生事業	文化交流課/国際交流協会
Ⅶ	③	人権啓発活動地方委託事業	市民生活課
Ⅶ	④	「男女共同参画の日」事業	男女共同参画センター
Ⅶ	⑤	音訳奉仕者養成講習会	障がい福祉課
Ⅶ	⑥	手話講習会	障がい福祉課
Ⅶ	⑦	点訳者養成講習会	障がい福祉課
Ⅶ	⑧	要約筆記者養成講習会	障がい福祉課
Ⅶ	⑨	認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課
Ⅶ	⑩	知恵と技の交歓教室	介護保険課/いわき市老人クラブ連合会
Ⅶ	⑪	障がい児保育事業	こども支援課
Ⅶ	⑫	発達学習会等の講演会	子育てサポートセンター

主な取組み

施策の柱Ⅶ | 共生社会への取組み

No・事業名	Ⅶ－① 日本語教室（日本語普及事業）		
担当課	文化交流課/国際交流協会	対象	市内居住外国人、一般市民
事業の趣旨・目的	市内居住外国人に日本語学習を通じて、日本文化や習慣等に関する知識を得てもらう。		
事業の内容	(1) 日本語教室 【成人対象】 定期クラス＝日本語の読み書きのレベルアップ 不定期クラス＝日本語会話能力の向上 【子ども対象】 日常及び学校生活に必要な日本語教授、子ども同士の交流機会の創出 (2) 日本語支援ボランティア養成講座等 市内居住外国人の日本語学習支援のための講座を行う		

No・事業名	Ⅶ－② 多文化共生事業		
担当課	文化交流課/国際交流協会	対象	市内居住外国人、一般市民
事業の趣旨・目的	多文化共生社会を築くため、市民の国際感覚や多文化共生意識の醸成を図りながら、市内の国際化の推進に寄与する。		
事業の内容	(1) 多文化共生相談事業 市内居住外国人のコミュニケーション支援 国際理解講座の実施 (2) 多文化共生意識醸成支援事業 防災ワークショップの実施 防災訓練の参加 やさしい日本語普及講座の実施		

No・事業名	Ⅶ－③ 人権啓発活動地方委託事業		
担当課	市民生活課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権の問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする。		
事業の内容	福島地方法務局いわき支局や人権擁護委員協議会、市内小学校、市内スポーツ関連団体と連携・協力し、人権啓発活動を行う。 ユニバーサルデザイン「やさしさ写真」コンクール等を開催する。		

主な取組み

施策の柱Ⅶ | 共生社会への取組み

No・事業名	Ⅶ－④ 「男女共同参画の日」事業		
担当課	男女共同参画センター	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	男女共同参画についての関心と理解を深め、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画する意欲を高めることを目的とする。		
事業の内容	市男女共同参画推進条例で定める「男女共同参画の日」（毎年11月の第2日曜日）に講演会や市民参加型イベント等を開催。		

No・事業名	Ⅶ－⑤ 音訳奉仕者養成講習会		
担当課	障がい福祉課	対象	18歳以上（高校生は除く）の市民
事業の趣旨・目的	視覚障がいのある方に音声情報（新聞、雑誌、文芸図書等を音声に変えたもの）の提供を行う音訳奉仕者として活動できる方を養成する。		
事業の内容	音訳（朗読・機器操作）の基礎訓練。		

No・事業名	Ⅶ－⑥ 手話講習会		
担当課	障がい福祉課	対象	18歳以上（高校生は除く）の市民
事業の趣旨・目的	聴覚障がいや音声言語機能障がいがある方のコミュニケーションを円滑にするための手話通訳奉仕員として活動できる方を養成する。		
事業の内容	初歩的な手話の学習から手話基本文法。		

主な取組み

施策の柱Ⅶ | 共生社会への取組み

No・事業名	Ⅶ－⑦ 点訳者養成講習会		
担当課	障がい福祉課	対象	18歳以上（高校生は除く）の市民
事業の趣旨・目的	視覚障がいのある方に日常生活情報等の点訳を行う点訳者として活動できる方を養成する。		
事業の内容	基礎的な点訳の学習。		

No・事業名	Ⅶ－⑧ 要約筆記者養成講習会		
担当課	障がい福祉課	対象	18歳以上（高校生は除く）の市民
事業の趣旨・目的	中途失聴者等に対し、会話や講演会の内容を文字に換えて伝える要約筆記者として活動できる方を養成する。		
事業の内容	初歩的な要約筆記訓練。		

No・事業名	Ⅶ－⑨ 認知症サポーター養成講座		
担当課	地域包括ケア推進課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに築いていくことが重要であることから、認知症の正しい知識の普及・啓発をすすめ、認知症への社会の理解を深めるため、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。		
事業の内容	認知症キャラバン・メイト（ボランティア講師）が、一般市民や学生、企業を対象に認知症の基礎知識や接し方等について講話を行う。		

主な取組み

施策の柱Ⅶ | 共生社会への取組み

No・事業名	Ⅶ－⑩ 知恵と技の交歓教室		
担当課	介護保険課/ いわき市老人クラブ連合会	対象	市内の老人クラブ会員
事業の趣旨・目的	高齢者と若い世代（幼児・子ども等）が一堂に会し、伝承活動（昔の遊び・遊具作りなど）を通じて互いに話し合い、ふれあいながら、相手に対する理解を深め、高齢者と若い世代が共に仲良く暮らしていける地域共生社会の実現を目指すことを目的とする。		
事業の内容	市内の幼稚園・保育所・小学校・集会所・公民館及び公共広場を利用し、次のような取組みを実施する（主催：いわき市老人クラブ連合会）。 (1) 伝承遊具作りと遊び方指導（竹細工・藁細工・紙細工・手芸） (2) 餅つき大会・料理教室（餅つきやすいとんを作り会食） (3) スポーツを通じ児童と交流（グランドゴルフ・ゲートボール・クロリティ・輪投げ等）		

No・事業名	Ⅶ－⑪ 障がい児保育事業		
担当課	こども支援課	対象	乳幼児
事業の趣旨・目的	心身に障がいを有する児童と健常児との集団保育により、理解促進を図るとともに児童の家庭への支援を行う。		
事業の内容	障がいの程度に応じた保育士配置による保育を実施する。		

No・事業名	Ⅶ－⑫ 発達学習会等の講演会		
担当課	子育てサポートセンター	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	発達障がいの特性の理解や、その特性に合わせた切れ目のない支援の必要性についての普及啓発を図るもの。		
事業の内容	障がい児またはその疑いのある児等の保護者や、保育・療育・教育に従事する職員などの支援者を含めた地域住民の方々を対象に、専門職による講演会を開催する。		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標2 学びの機会の提供



施策の柱Ⅷ 社会情勢の変化に対する学習の推進

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行をはじめ、地震や大雨等の災害の頻発化・激甚化、A Iや5 G等の技術革新に伴う急速な情報化社会の進展など、近年、社会情勢は著しく変化し、それに伴い、さまざまな課題が生じています。

現代社会において直面している課題や技術の進歩に対応できる「人づくり」を進めるため、社会情勢の変化に対する課題追求型の学習機会の充実に努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
Ⅷ	①	いわきメディア指導員事業	生涯学習課
Ⅷ	②	ユネスコ活動	生涯学習課/いわきユネスコ協会
Ⅷ	③	Society 5.0 Study Meeting	スマート社会推進課
Ⅷ	④	少年少女の消防署体験入隊	消防本部予防課

主な取組み

施策の柱Ⅷ | 社会情勢の変化に対する学習の推進

No・事業名	Ⅷ－① いわきメディア指導員事業		
担当課	生涯学習課	対象	小学生・中学生及び その教員・保護者
事業の趣旨・目的	インターネット利用が拡大する中、子ども達が有害情報やネット犯罪に巻き込まれないよう、メディアの危険性や正しい使い方の啓発を行う。		
事業の内容	いわきメディア指導員を養成し、学校等へ出向いて動画による事例紹介やパワーポイントを活用したメディア講習会を実施。		

No・事業名	Ⅷ－② ユネスコ活動		
担当課	生涯学習課/ いわきユネスコ協会	対象	一般市民(主に小学生、中学生)
事業の趣旨・目的	ユネスコ憲章の精神にのっとり、教育・科学・文化を通じて、国際理解と国際協力を進め、世界の平和に貢献し、あわせて地域社会の向上に寄与する。		
事業の内容	主催：いわきユネスコ協会 (1) 小学校に対するユネスコ出前授業 (2) ユネスコ作文コンクール (3) 世界寺子屋運動 (4) 書き損じはがき回収 など		

No・事業名	Ⅷ－③ Society 5.0 Study Meeting		
担当課	スマート社会推進課	対象	市職員、市内事業所社員等
事業の趣旨・目的	市全体でのSociety 5.0実現に係る取組みの更なる強化・深化や、Society 5.0を牽引する人材の発掘・育成に向け、新たなデジタル技術のトレンドや事例に関する理解を深めながら、職員の資質向上や意識変革を図ることを目的とした勉強会「Society 5.0 Study Meeting」を開催する。		
事業の内容	テーマに基づくセミナーやワークショップの開催。 (開催方法は、会場とオンラインの併用で実施。講師はSociety 5.0の推進に関わる方や知見を有する方。)		

主な取組み

施策の柱Ⅷ | 社会情勢の変化に対する学習の推進

No・事業名	Ⅷ－④ 少年少女の消防署体験入隊		
担当課	消防本部予防課	対象	小学校6年生
事業の趣旨・目的	消防業務の体験を通し、消防業務に対する理解を深めると共に、火災予防及び災害から身を守るための方法を学習する。		
事業の内容	講話及び各種消防体験（放水体験・消防車、救急車、はしご車搭乗体験・避難袋体験）。		

基本目標3 学びの成果を生かす仕組みづくり

施策の柱Ⅸ 地域コミュニティ活動の促進



少子高齢化及び人口減少等に伴い、地域コミュニティ活動のきっかけともなる子どもの数が減少しているほか、地域コミュニティの担い手の減少が進み、地域のつながりの希薄化が懸念されています。

災害時における相互協力や地域包括ケアの観点からも、人々が社会の中でより安全・安心に生きていくためには、地域コミュニティは必要不可欠なものです。

このため、地域の特性を活かした活力あるコミュニティづくりを目指し、社会教育関係団体の育成に努めるとともに、地域振興に関する学習機会の充実や、地域社会とのつながりを持つことができる場の提供、学びを通じた世代間交流の促進等に努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
Ⅸ	①	市民文化祭・公民館まつり / 生涯学習フェスティバル	生涯学習課
Ⅸ	②	駒澤嘉いわき生涯学習振興基金	生涯学習課
Ⅸ	③	明日をひらく人づくり事業補助金	地域振興課
Ⅸ	④	まちづくり・未来づくり講演会	地域振興課
Ⅸ	⑤	支所と公民館との連携によるまちづくり	地域振興課
Ⅸ	⑥	オレンジカフェ以和貴	地域包括ケア推進課
Ⅸ	⑦	つどいの場創出支援事業	地域包括ケア推進課
Ⅸ	⑧	地域子育て支援拠点事業	こども支援課
Ⅸ	⑨	地域子育て支援拠点事業（ブレイルーム開放）	子育てサポートセンター
Ⅸ	⑩	飼い犬のしつけ方教室	保健所生活衛生課
Ⅸ	⑪	中山間ふるさと・水と土保全基金事業	農地課

主な取組み

施策の柱Ⅸ | 地域コミュニティ活動の促進

No・事業名	IX-① 市民文化祭・公民館まつり / 生涯学習フェスティバル		
担当課	生涯学習課	対象	一般市民団体
事業の趣旨・目的	公民館や生涯学習プラザ等を拠点に活動する団体・サークルの活動成果の発表をとおして、市民や各種団体との交流を図る。		
事業の内容	市民文化祭や公民館まつり、生涯学習フェスティバルを開催し、利用団体等の作品展示、活動発表、講演会や市民の参加をとおして交流を図り、生涯学習の普及啓発に努める。		

No・事業名	IX-② 駒澤嘉いわき生涯学習振興基金		
担当課	生涯学習課	対象	社会教育関係団体等
事業の趣旨・目的	市民のために文化、芸術、体育スポーツ活動等の生涯学習活動の場を提供する社会教育団体等への支援を行い、もって心豊かなたくましい人間の育成と活力ある地域社会の形成に寄与する。		
事業の内容	公民館等の社会教育施設を利用し、生涯学習の振興に寄与する活動を行う団体等に対し、その活動に係る事業費を助成する。		

No・事業名	IX-③ 明日をひらく人づくり事業補助金		
担当課	地域振興課	対象	いわき市に所在する団体等 (自治会・町内会を含む)
事業の趣旨・目的	将来のまちづくりを担う創造性豊かな人材の育成を図る。		
事業の内容	いわき市に所在する団体等がまちづくりを担う人材育成のための研修や交流事業などを実施する際に、必要な経費の一部を補助する。		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

主な取組み

施策の柱IX | 地域コミュニティ活動の促進

No・事業名	IX-④ まちづくり・未来づくり講演会		
担当課	地域振興課	対象	地域づくりに興味のある方
事業の趣旨・目的	市民一人ひとりが主体的に活動し、協働によるまちづくりを推進することを目的とする。		
事業の内容	<p>(1) スタートアップ編 これから市民活動をはじめようとする人達を対象に、市民活動団体の成功事例などについて、実践者からのアドバイスを受ける講演会を開催する。</p> <p>(2) 事例発表編 県・市の補助を受け、実際に成果のあがっている市内の市民活動団体に発表の場を設け、団体のPRの場とするとともに、他団体の活動の参考とするため開催する。</p>		

No・事業名	IX-⑤ 支所と公民館との連携によるまちづくり		
担当課	地域振興課	対象	地域住民
事業の趣旨・目的	支所・公民館が情報提供や地域課題に応じた講座の実施による人材育成などを連携して、まちづくり活動の実践の場を提供する。		
事業の内容	管内連絡会議、まちづくり情報の提供、まちづくり団体への関与、地域課題に対応する講座の企画立案 等		

No・事業名	IX-⑥ オレンジカフェ以和貴		
担当課	地域包括ケア推進課	対象	認知症の方やその家族、地域住民
事業の趣旨・目的	認知症の方やその介護者、認知症に関心のある方など誰でも気軽に立ち寄れるカフェを運営し、認知症になって生じる生活の不安や混乱等を、同じ立場の方と共有・共感するピアサポートの場として、また、専門職を配置することで認知症に関する最初の相談窓口として、地域へ認知症の正しい知識を発信する交流拠点となることを目的とする。		
事業の内容	<p>(1) 専門職による相談</p> <p>(2) 家族介護者同士の交流</p> <p>(3) 運動等のレクリエーション</p> <p>(4) 認知症に関する知識の普及啓発</p>		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

主な取組み

施策の柱Ⅸ | 地域コミュニティ活動の促進

No・事業名	Ⅸ-⑦	つどいの場創出支援事業	
担当課	地域包括ケア推進課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	地域住民が主体的に運営するつどいの場について、市が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者やつどいの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的とする。		
事業の内容	高齢者の集まるつどいの場について、コーディネーターを各圏域に配置して運営をサポートするとともに、新たなつどいの場の立上げを支援する。また、活動に対して補助金を交付する。		

No・事業名	Ⅸ-⑧	地域子育て支援拠点事業	
担当課	こども支援課	対象	乳幼児及びその保護者等
事業の趣旨・目的	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。		
事業の内容	子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うもの。 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）		

No・事業名	Ⅸ-⑨	地域子育て支援拠点事業（プレイルーム開放）	
担当課	子育てサポートセンター	対象	子育て中の親子
事業の趣旨・目的	交流スペースを開放し、親子が自由に遊べる雰囲気の中で親子の触れ合いや子育て中の親子同士の交流を図るほか、親子や子ども同士でできる遊びを提供し、子育て相談を行うことで育児の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減・解消を図るもの。		
事業の内容	(1) プレイルームの開放 (2) 親子あそびの実施 (3) 親子エアロビックの実施 (4) 音楽あそびの実施 (5) 子育て相談		

主な取組み

施策の柱IX | 地域コミュニティ活動の促進

No・事業名	IX-⑩ 飼い犬のしつけ方教室		
担当課	保健所生活衛生課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	犬のしつけ方について関心を持つ市民に対し、犬の本能や習性に基づいたしつけ方法を学ぶ機会を設け、その理解を深めることにより、参加者を軸に犬の正しい飼い方が地域に広まることを目指すものである。		
事業の内容	犬のしつけ方に関し知識を持つ者（獣医師会会員、保健所職員など）が講師となり、学科講習を行い、犬のしつけ方に関する知識を習得していただいた後、実際に飼い犬を伴い実技講習を行う。		

No・事業名	IX-⑪ 中山間ふるさと・水と土保全基金事業		
担当課	農地課	対象	小学生
事業の趣旨・目的	中山間地域における農地等の維持につながる集落共同事業に対する支援を実施する。		
事業の内容	中山間地域（田人地区）で実施する小学生を対象とした農業体験「田人コンニャク作り」に係る助成を行う。 （田人公民館が主催する公民館事業「田人ふるさと塾」の一部に助成している。）		

基本目標3 学びの成果を生かす仕組みづくり

施策の柱X ボランティア活動の促進



ボランティア活動は、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為であり、地域や社会をよりよくしていくことに資するものです。

近年、国内においては甚大な被害をもたらす災害が頻発しており、ボランティア活動の重要性が高まっているほか、身近な環境問題に対応する環境ボランティアの活動等が各地で広がりを見せています。また、この活動は地域コミュニティづくりにもつながります。

災害ボランティアをはじめ、様々なボランティア活動の促進を図るため、活動の場の創出及び活動の支援に努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
X	①	青少年ボランティア事業	生涯学習課
X	②	I Tボランティアリーダー企画講座	生涯学習課
X	③	ボランティア養成講座	生涯学習課
X	④	いわき・ふれあい・ふくし塾	保健福祉課
X	⑤	市民活動ガイド	地域振興課
X	⑥	いきいきシニアボランティアポイント事業	地域包括ケア推進課
X	⑦	森林ボランティア活動支援事業	林務課

主な取組み

施策の柱X | ボランティア活動の促進

No・事業名	X-① 青少年ボランティア事業		
担当課	生涯学習課	対象	・中学生、高校生、専門学校生、 短大生、大学生 ・16歳以上25歳未満の者
事業の趣旨・目的	青少年に対し、さまざまなボランティア活動の機会の情報を提供するとともに、地域活動への積極的な参加を支援し、体験活動を通じて自らの成長及び社会貢献意識の高揚を図る。		
事業の内容	予め募集したボランティア登録者及びボランティア派遣事業について、生涯学習課でマッチング作業を行い、決定した当事者間において事業を実施いただく。また、事業者から寄せられた「活動報告書」により事業の検証を行う。		

No・事業名	X-② ITボランティアリーダー企画講座		
担当課	生涯学習課	対象	高校生を除く18歳以上の方
事業の趣旨・目的	ITボランティアリーダーに活躍の場を提供し、自主的な講座運営を支援する。		
事業の内容	ITボランティアによる講座の企画・運営。		

No・事業名	X-③ ボランティア養成講座		
担当課	生涯学習課	対象	高校生を除く18歳以上の方
事業の趣旨・目的	ボランティアやコーディネーターの養成を目的とする。		
事業の内容	ボランティアを養成し、生涯学習のまちづくりを推進する。		

主な取組み

施策の柱X | ボランティア活動の促進

No・事業名	X-④	いわき・ふれあい・ふくし塾	
担当課	保健福祉課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	地域福祉を担う人材の発掘と育成を図る。		
事業の内容	(1) 地域福祉活動に取り組む市民による講義 (2) 小グループ単位の課外ボランティア活動		

No・事業名	X-⑤	市民活動ガイド	
担当課	地域振興課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民の方々がボランティア活動に参加するきっかけづくりや、ボランティア活動団体間のネットワークづくりに役立てていただくことを目的とする。		
事業の内容	市民活動団体等の最新情報や市民活動に役立つ情報を市公式ホームページに掲載している。		

No・事業名	X-⑥	いきいきシニアボランティアポイント事業	
担当課	地域包括ケア推進課	対象	65歳以上の高齢者
事業の趣旨・目的	高齢者の自主的な介護予防活動及び地域福祉活動等を奨励・支援することを目的とする。		
事業の内容	65歳以上の高齢者を対象に、市が指定するボランティア活動を概ね1時間行うことで1ポイントを付与し、ポイント数に応じて商品と交換できるもの。(1日の上限は2ポイント・年間の上限は50ポイント)		

主な取組み

施策の柱X | ボランティア活動の促進

No・事業名	X-⑦	森林ボランティア活動支援事業	
担当課	林務課	対象	一般市民
事業の趣旨・目的	市民ボランティアとの協力・連携のもとに、広葉樹の植栽や水源林等の整備を図る。		
事業の内容	市民団体の自主的な森林の整備活動に対して補助金を交付する。		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標3 学びの成果を生かす仕組みづくり



施策の柱XI 自らの知識や経験を生かせる学習活動の機会の提供

生涯学習の推進にあたっては、学級や講座の受講生となって学習するだけでなく、市民一人ひとりの知識や経験、学びの成果等を地域社会に還元することも重要です。

自らの知識や経験を生かして、教える側として活躍したいという市民講師を発掘・養成・支援するとともに、その意欲に応えるため、各種団体等との連携・協力により、地域内に学習の場と活動の場を提供し、「学びの地産地消」を促進することに努めます。

【位置付け事業一覧】

柱	No.	事業名（取組みの名称）	担当課等
XI	①	生涯学習市民講師活用事業における市民講師の派遣	生涯学習課
XI	②	いわきまなびあいバンク	生涯学習課
XI	③	市民講師養成講座	生涯学習課

主な取組み

施策の柱XI | 自らの知識や経験を生かせる学習活動の機会の提供

No・事業名	XI-①	生涯学習市民講師活用事業における市民講師の派遣		
担当課	生涯学習課	対象	自治会、サークルなどの団体	
事業の趣旨・目的	市民が自主的に行う学習活動などへ市民講師を派遣することで、生涯学習に関する様々な学習機会の創出を図る。			
事業の内容	市民講師の人材発掘及び登録を行い、生涯学習ポータルサイトにおいて情報提供するとともに、市民団体等からの要請に応じて、市民講師を派遣し、その費用を支援する。			

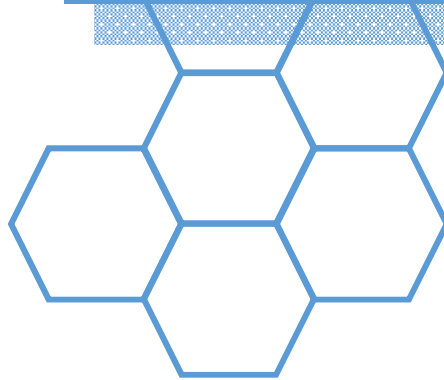
No・事業名	XI-②	いわきまなびあいバンク		
担当課	生涯学習課	対象	—	
事業の趣旨・目的	生涯学習に関するスキルを持った市民相互の交流を深め、指導者としての資質向上を図り、地域住民への還元を促す。			
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民講師の人材発掘と情報提供 (2) 登録者を活用した講座の企画・運営 (3) 登録者を対象とした研修会や交流会の実施 			

No・事業名	XI-③	市民講師養成講座		
担当課	生涯学習課	対象	高校生を除く18歳以上	
事業の趣旨・目的	まなびあいバンク登録者や市民講師に関心のある市民のスキルアップを目的とし、市民講師としての活躍を図る。			
事業の内容	いわき市生涯学習プラザ講座にて、地域社会に貢献できるよう必要な知識を学ぶ講座を開催する。			



第七期いわき市生涯学習推進計画

第6章 計画の推進



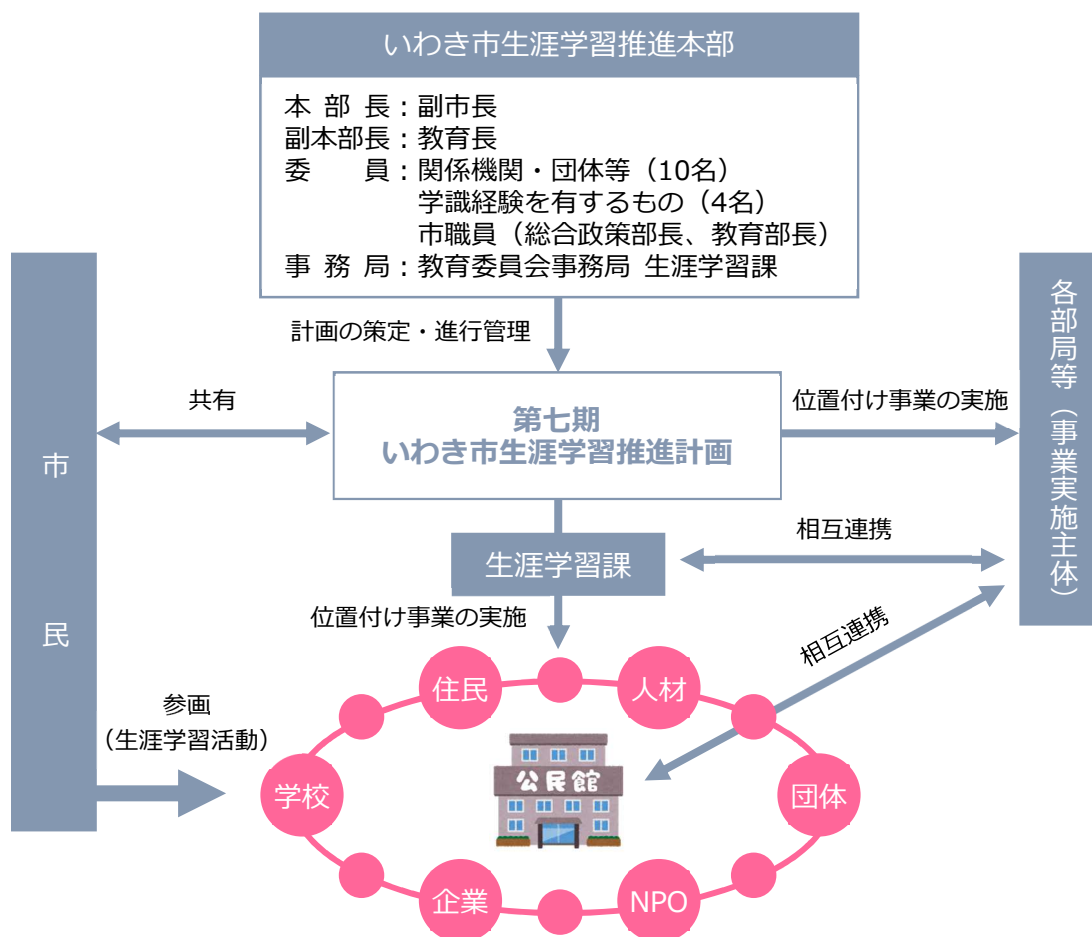
第6章 計画の推進

第1節 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民を中心として、行政、学校、家庭、地域の人材・団体、企業、NPO等の様々な主体が連携・協働することが重要と考えます。

このことから、本市における生涯学習に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内の関係部署職員や関係機関及び団体の関係者並びに学識経験を有する者から構成される「いわき市生涯学習推進本部」において、施策を進めていく上での連絡・調整・協議などを行い、行政と関係機関等が相互に連携・協力できる体制を強化していきます。

また、生涯学習課及び地域コミュニティの中核をなす市立公民館を施策実行の中心として、地域の主体的な取組みや関係部局等が行う生涯学習関連事業との相互連携を図りながら、計画に基づく各種施策を遂行します。



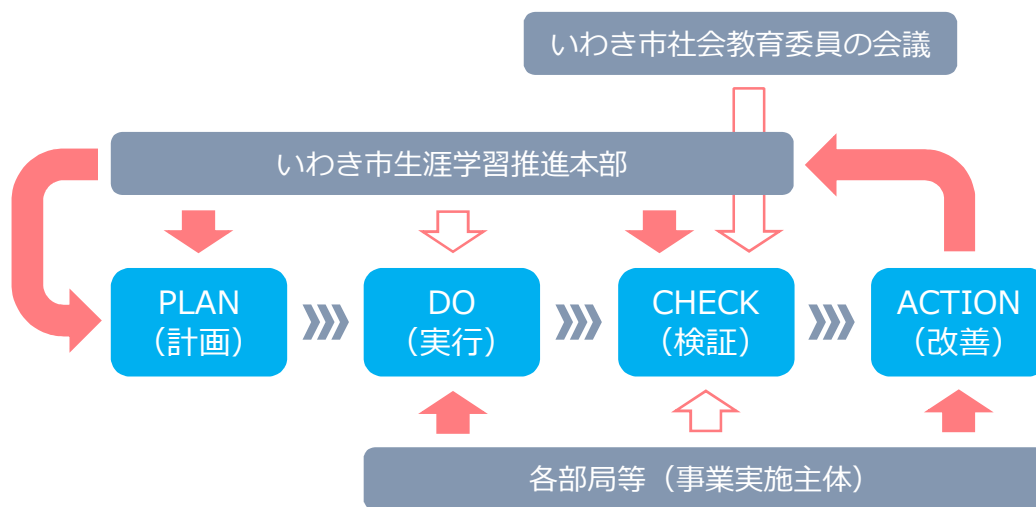
社会教育法第20条「公民館の目的」

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2節 計画の進行管理

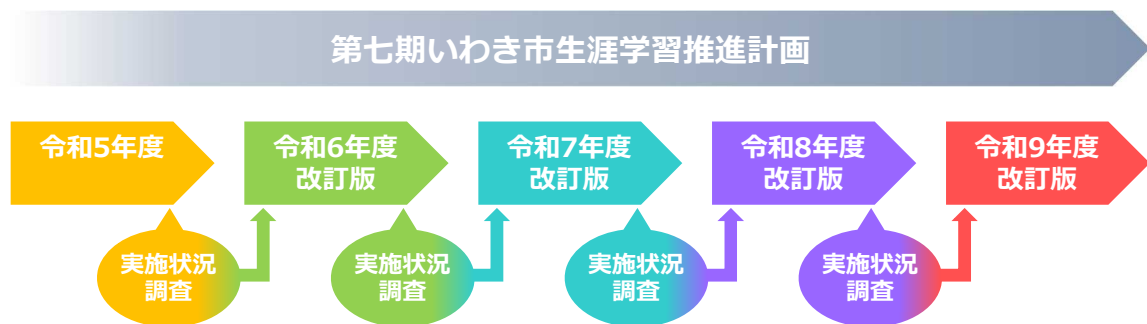
1 計画の管理

生涯学習は広域な範囲にわたるため、関係機関・団体の関係者並びに学識経験者等により構成される「いわき市生涯学習推進本部」において、各部局等が実施する生涯学習関連事業の進捗状況等の進行管理を行います。また、「いわき市社会教育委員の会議」の意見を聞きながら、PDCAサイクル（計画-実行-検証-改善）により検証・改善を図ることで、本計画を着実に推進します。



2 計画の評価

本計画に位置付けられた事業・取組みについては、毎年度「実施状況調査」を行います。各部局等（事業実施主体）による検証や次年度以降の方向性（改善策）等を踏まえ、いわき市生涯学習推進本部において、実績と併せて目標の達成状況を総合的に評価します。また、実施状況調査の結果を反映し、計画の年度改訂を行います。



【実施状況調査】

各部局等（事業実施主体）

➡ 実施状況、検証、次年度以降の方向性 等



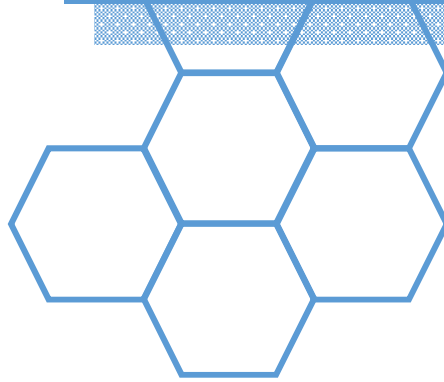
いわき市生涯学習推進本部

➡ 実績と併せて目標の達成状況を総合的に評価



第七期いわき市生涯学習推進計画

資料編



資料編

■いわき市生涯学習推進本部設置要綱

平成2年4月1日制定

いわき市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 いわき市における生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図るため、いわき市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する諸施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員40人以内をもって構成する。

- 2 本部長には副市長を、副本部長には教育長をもって充てる。
- 3 委員は、関係機関及び団体の関係者並びに学識経験を有する者のうちから、本部長が委嘱するほか、市職員のうち別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員（充て職を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 本部は、所掌事項について、特定の事項を審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、本部長が指名する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、部会の定数の過半数を超えない範囲で臨時に委員を委嘱することができる。

(幹事会)

第8条 本部に、具体的かつ専門的な事項を協議し、及び調整するとともに本部の決定した施策の推進に係る事項を処理するため幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に、幹事長を置き、幹事会に属する幹事のうちから本部長が指名する。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(生涯学習推進員)

第9条 本市における生涯学習を推進するため、本部に生涯学習推進員を置くことができる。

- 2 生涯学習推進員の職務、任期等については、別に定める。

(事務局)

第10条 本部に関する事務を処理するため、事務局を教育委員会事務局生涯学習課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、事務局長には教育委員会事務局教育部次長をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則（平成4年4月1日）

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則（平成5年4月1日）

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

- 附 則（平成6年4月1日）
この要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 附 則（平成12年6月15日）
この要綱は、平成12年6月15日から実施する。
- 附 則（平成15年10月21日）
この要綱は、平成15年10月21日から実施する。
- 附 則（平成16年4月1日）
この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 附 則（平成17年4月1日）
この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 附 則（平成19年4月1日）
この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 附 則（平成19年10月25日）
この要綱は、平成19年10月25日から実施する。
- 附 則（平成24年4月1日）
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 附 則（平成25年3月29日）
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 附 則（平成27年4月1日）
この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 附 則（平成28年9月1日）
この要綱は、平成28年9月1日から実施する。
- 附 則（平成30年12月25日）
この要綱は、平成30年12月25日から実施する。
- 附 則（令和3年4月1日）
この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 附 則（令和4年4月1日）
この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部長 教育部長

別表第2（第8条関係）

総合政策部	統括主幹
危機管理部	統括主幹
総務部	統括主幹
財政部	統括主幹
市民協働部	統括主幹
生活環境部	統括主幹
保健福祉部	統括主幹
こどもみらい部	統括主幹
農林水産部	統括主幹
産業振興部	統括主幹
観光文化スポーツ部	統括主幹
土木部	統括主幹
都市建設部	統括主幹
教育委員会	教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校支援課長 中央公民館副館長 いわき総合図書館副館長
消防本部	統括主幹
水道局	統括主幹
医療センター	統括主幹

■策定体制

「第七期いわき市生涯学習推進計画」の策定は、いわき市生涯学習推進本部設置要綱第7条第1項の規定に基づき、「いわき市生涯学習推進計画策定部会」を設置し、協議を行いました。策定部会の委員は、いわき市生涯学習推進本部委員から5名、いわき市社会教育委員から1名の6名で構成しました。

いわき市生涯学習推進計画策定部会（任期：令和4年5月1日～令和5年3月31日）

氏名	役職等	備考
神山 敬章	いわき市社会教育委員の会議 議長	部会長
坂下 直子	いわき市PTA連絡協議会 研修委員会 顧問	
上遠野 恭子	いわき市健康推進員協議会 会長	
矢本 聡	東日本国際大学 健康福祉学部 教授	副部会長
鈴木 一憲	福島県教育庁 いわき教育事務所 社会教育主事兼指導主事	
渡邊 隆	いわきユネスコ協会 ユネスコ出前授業委員会 委員長	

（役職は委嘱時点のもの）

いわき市生涯学習推進本部委員（任期：令和4年9月1日～令和6年8月31日）

氏名	役職等	備考
下山田 松人	いわき市 副市長	本部長
服部 樹理	いわき市教育委員会 教育長	副本部長
中田 敬介	いわき市小中学校長会連絡協議会（いわき市立三和中学校長）	
油座 順子	いわき市地域婦人会連絡協議会 副会長	
渡部 敏雄	いわき市文化協会 副会長	
佐藤 裕子	いわき市PTA連絡協議会 研修委員長	
鈴木 裕司	いわき市青少年育成市民会議 小名浜地区推進協議会 会長	
加藤 公昭	いわき市内郷・好間・三和地区公民館運営審議会 委員長	
廣瀬 敬彦	いわき市体育協会 理事長	
神山 敬章	いわき市社会教育委員の会議 議長	
小林 裕明	いわき商工会議所 専務理事	
上遠野 恭子	いわき市健康推進員協議会 会長	
矢本 聡	東日本国際大学 健康福祉学部 教授	
菊池 雄士	医療創生大学 副学長	
高木 信太郎	福島工業高等専門学校 ビジネスコミュニケーション学科 助教	
鈴木 一憲	福島県教育庁 いわき教育事務所 社会教育主事兼指導主事	
山田 誠	いわき市役所職員（総合政策部長）	
松島 良一	いわき市役所職員（教育部長）	

■ 策定経過

年 月	内 容
令和3年11月18日	令和3年度第1回 いわき市生涯学習推進本部会議 (いわき市生涯学習基本構想及びいわき市生涯学習推進計画について)
10月15日	令和3年度第2回 いわき市社会教育委員の会議 (いわき市生涯学習基本構想及びいわき市生涯学習推進計画について)
令和4年3月15日	令和3年度第2回 いわき市生涯学習推進本部会議 (いわき市生涯学習推進計画策定部会委員の選出について)
3月22日	令和3年度第4回 いわき市社会教育委員の会議 (いわき市生涯学習推進計画策定部会委員の推薦について)
5月24日	【第1回】いわき市生涯学習推進計画策定部会 (計画策定の流れ、方向性について協議)
6月28日	〈第1回〉いわき市社会教育委員の会議 (いわき市生涯学習推進計画策定部会について)
7月28日	【第2回】いわき市生涯学習推進計画策定部会 (基本目標及び施策の柱について協議)
9月5日～9月21日	計画への位置付け事業調査(市役所各課等)
11月2日	【第3回】いわき市生涯学習推進計画策定部会 (施策の柱への各事業の位置付けについて協議)
11月17日	【第1回】いわき市生涯学習推進本部会議 (計画の策定状況について中間報告)
12月6日～27日	【第1回】いわき市生涯学習推進本部幹事会(書面開催) (パブリックコメントの実施について)
12月14日	〈第2回〉いわき市社会教育委員の会議 (第七期計画(中間案)について説明)
令和5年1月13日	〈第3回〉いわき市社会教育委員の会議 (パブリックコメントの実施について)
1月13日～1月27日	パブリックコメントの実施
2月7日	【第4回】いわき市生涯学習推進計画策定部会 (パブリックコメントの実施結果について)
2月28日～3月7日	【第2回】いわき市生涯学習推進本部幹事会(書面開催) (第七期計画(案)の確認について)
3月16日	【第2回】いわき市生涯学習推進本部会議 (第七期計画(案)の承認)
3月20日	〈第4回〉いわき市社会教育委員の会議 (第七期計画について説明)
3月下旬	『第七期いわき市生涯学習推進計画』策定・公表

■市民意見募集（パブリックコメント）

「第七期いわき市生涯学習推進計画（素案）」を公表し、市民の皆様からの意見を募集しました。

1 市民意見募集の実施概要

- (1) 募集期間
令和5年1月13日（金）から1月27日（金）まで【15日間】
- (2) 資料の公開場所
市公式ホームページ、本庁舎1階市民ホール、各支所情報公開コーナー、教育委員会事務局生涯学習課、各市立公民館、いわき市生涯学習プラザ、いわき総合図書館
- (3) 意見提出方法
任意の様式に、意見・住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、生涯学習課に直接持参か、郵送、持込み、FAX又は電子メールにより提出。
※ 匿名の場合には意見として取り扱いません。
※ 口頭、電話等による意見の受付は行いません。
※ 提出いただいた意見に対する個別の回答は行いません。

2 市民意見募集の実施結果

- (1) 意見提出者数
3名
- (2) 意見件数
6件
※ 匿名による提出のため、無効となった意見は含まず（1件／1名）
※ 期限後の提出のため、無効となった意見は含まず（3件／1名）
- (3) 素案修正
なし

3 提出いただいた意見の取扱い

「提出いただいた意見の内容」及び「意見に対する市の考え方」については、取りまとめの上、市公式ホームページ上で公表しました。



いわき市

ひとりひとりが輝くまち

第七期いわき市生涯学習推進計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月 発行

発行 いわき市生涯学習推進本部

編集 いわき市教育委員会事務局生涯学習課

〒970-8026 福島県いわき市平字堂根町4-8

電話：0246 (22) 7556